



ROKIN DISCLOSURE

事業と財務状況のご案内2025

長野県労働金庫ディスクロージャー誌

ごあいさつ

会員・組合員・ご利用者の皆さまにおかれましては、平素より私ども長野県労働金庫をご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、昨年度までの中期経営計画第Ⅱ期(2022-2024年度)において「はたらく仲間の“未来の安心”をともに創る」というテーマを掲げ、「意思あるお金の循環」の実現による“未来の安心”創りに繋がる取組みを展開してまいりました。

特に、勤労者自主福祉金融を実践する金融機関の社会的役割発揮の一環として、勤労者の方々の生活改善・ライフプラン実現のサポートに向けた金融セミナーや、次代を担う未成年者に対する金融教育を重要な施策と位置づけ、取組みを展開してまいりました。今年度においても、金融セミナー・金融教育の開催回数、参加者数のさらなる上積みを図り、マネートラブルや多重債務、金融犯罪等から身を守るための金融リテラシー向上に資する取組みに尽力してまいります。

さて、足元の社会情勢においては、賃金の伸びを上回る物価上昇に加え、金融政策変更に伴う「金利ある世界」の到来など、将来を見通すことが難しい状況が続いております。

また、金融機関を取り巻く環境も、生産年齢人口の減少や地域経済の縮小、インターネット専門銀行の台頭等による競合激化、新NISAによる投資需要の拡大など、大きな環境変化の渦中にあります。

このような大変不透明な環境下にあるからこそ、変化し続ける常識や価値観を受け入れ、新しいやり方を肯定的に捉えた前向きなチャレンジを後押しする「企業風土・文化」への進化に向けて、今年度より、これまでの事業計画体系と運用

方法を見直し、新たに3か年事業計画をスタートさせました。今後は、計画期間を3年として毎年度更新を行い、中長期目標を踏まえつつ単年度のマイルストーン(中間目標)も設定していきます。この3か年事業計画に則り、この先の変化をフォワードルッキングに捉え、連続性と適応性の体现を通じた“挑戦し続ける「チーム」へ”の実践に取組んでまいります。

会員・組合員・ご利用者の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

当金庫に関しまして、より一層のご理解をいただきたく、ここに「長野県労働金庫ディスクロージャー誌2025」を作成いたしました。

広く皆さまにご高覧いただき、当金庫の業績及び活動内容につきまして、ご理解賜れば幸甚に存じます。

2025年7月

理事長

西澤 忠司



CONTENTS

ごあいさつ	2
ろうきんの理念	4

業績ハイライト

業績ハイライト	6
---------	---

経営計画

2025年度3か年事業計画	8
---------------	---

事業概要等

内部統制機能の整備に関する基本方針	10
お客様本位の業務運営に関する取組方針	12
コンプライアンス(法令等遵守)体制	14
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み	15
顧客保護等管理体制	16
リスク管理体制	19
SDGsと長野ろうきんの取組み	21
生活応援運動の取組み	23
地域・社会活動の取組み	25

業務のご案内

サービスのご案内	31
預金商品・資産運用商品のご案内	32
融資商品等のご案内	34
手数料一覧	36

長野県労働金庫の概要

ATMのご案内	38
店舗及びローンセンターのご案内	39
組織・役員の体制	41
沿革・歩み	42
全国労働金庫の概況	43
長野県労働金庫の財務データ	44
法定開示項目一覧	69

長野県労働金庫の概況

(2025年3月末)

名 称	長野県労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)268号
本 店 住 所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電 話 番 号	(026)237-3700
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.nagano-rokin.co.jp/
創 立	1951年(昭和26年)12月
代 表 者	理事長 西澤 忠司(2025年6月23日就任)
常 勤 役 職 員 数	377人
店 舗 数	20店舗(インターネット長野支店含む) 2出張所・8ローンセンター
団 体 会 員 数	1,601会員
間 接 構 成 員 数	295,923人
出 資 金	24億25百万円
預 金 残 高	7,724億85百万円 ※
貸 出 金 残 高	4,404億27百万円

※預金残高には譲渡性預金を含みます。

ろうきんのシンボルマーク



シンボルマークは、＜ROKIN＞の頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、ろうきんの親しみやすさを表現しています。また、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは、「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークはろうきんの基本理念が表現されています。

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって
共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を
会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

長野ろうきんコーポレートメッセージ

はたらく人の  いと生きる

ろうきんの事業運営三原則

〈ろうきん〉の目的や事業の原則は法律で定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている右記の三原則に基づき、3か年事業計画を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法第5条『事業運営三原則』

- 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

ろうきんの基本姿勢

ろうきんは

● はたらく仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たちの暮らしを支え、快適で暮らしやすい社会づくりをめざします。

● 営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合などの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。

このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全国で1,000万人以上。労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの仲間を支えられています。

● はたらく人目線で考える金融機関です。

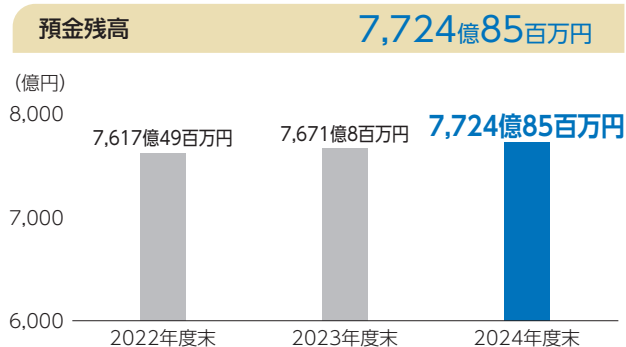
ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用方法がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

業績ハイライト

信頼感ある事業運営を実践するため、適切な経営管理と、高い倫理観に基づくコンプライアンス重視の経営姿勢により、引き続き、経営の健全性の維持に努めてまいりました。

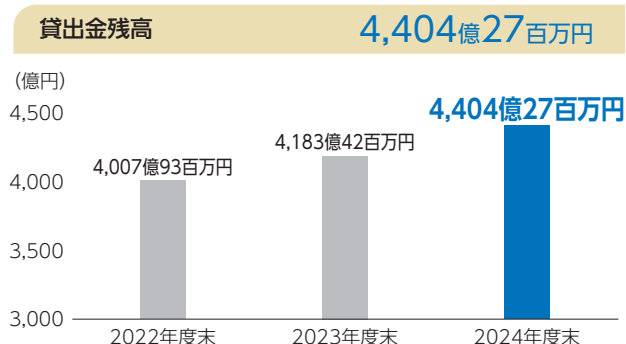
預金の残高推移

預金は、年度中増加額53億76百万円、増加率0.7%、年度末残高が7,724億85百万円となりました。



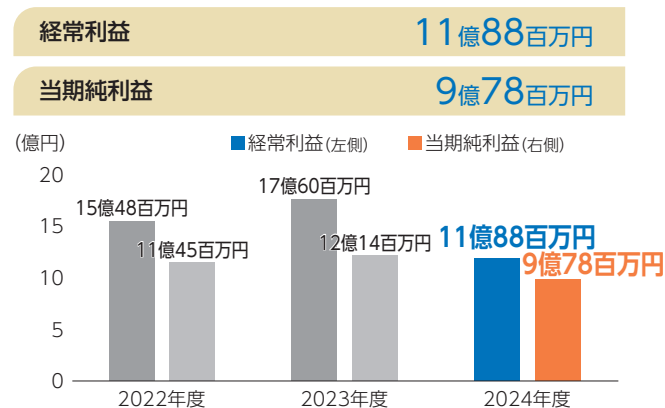
貸出金の残高推移

貸出金は、年度中増加額220億85百万円、増加率5.27%、年度末残高が4,404億27百万円となりました。



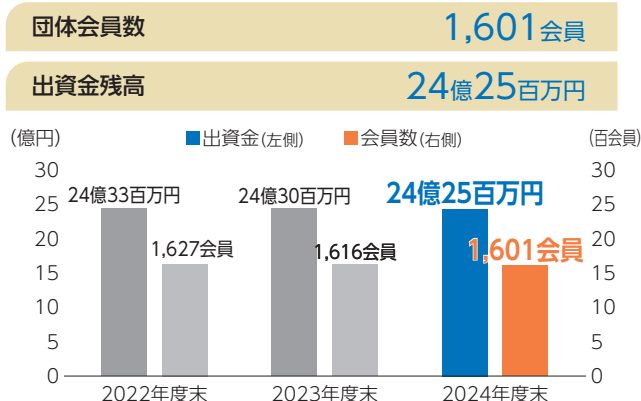
利益の推移

経常収益は、貸出金利息及び資金証券運用における利息配当金の増加等を主要因として、前期比6億85百万円増加しました。また、経常費用は、預金利息及び次年度以降のポートフォリオの改善を意図した有価証券の売却損等の増加を主要因として、前期比12億57百万円増加しました。その結果、経常利益は前期比5億71百万円減少し、11億88百万円となりました。当期純利益は、前期比2億36百万円減少し、9億78百万円となりました。



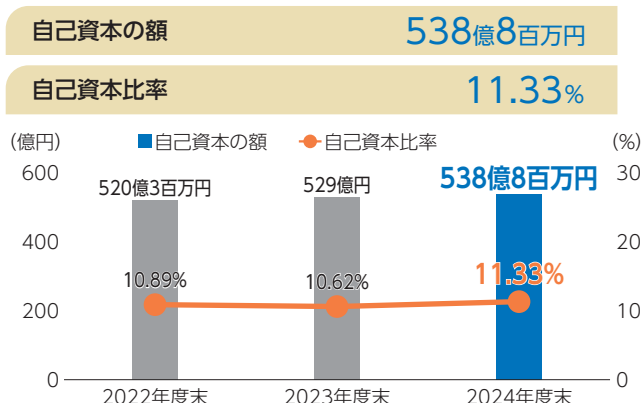
会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、2024年度末1,601会員となっています。団体会員を構成する間接構成員は、295,923人となりました。出資金の年度末残高は、24億25百万円となりました。



自己資本の額と自己資本比率

2024年度末の自己資本の額は538億8百万円となり、自己資本比率は11.33%となりました。引き続き国内基準である4%を上回る水準を維持しています。詳細につきましては、50ページをご覧ください。



当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算出しています。

用語解説 自己資本比率って何を表していますか？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない金融機関の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。

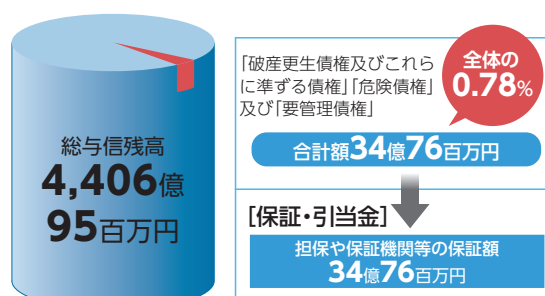
労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

2024年度末の不良債権額の状況は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で、34億76百万円となり、総与信残高に占める割合は0.78%という低水準を維持しています。

また、不良債権額34億76百万円の全額が担保や保証機関等の保証によって保全されています。

詳細につきましては、64ページをご覧ください。

【不良債権について】



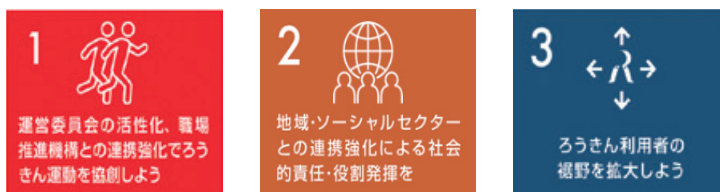
2025年度 3か年事業計画

当金庫を取り巻く環境は、確実に縮む日本の人口構成と、人々の価値観の多様化やIT技術の進歩などにより、これまでに経験のない環境に向け確実に変化を続けています。このような、将来を見通すことが難しく不安定な時こそ、勤労者自主福祉金融を実践する金融機関としての役割発揮が一層求められます。

この課題認識に基づき、2025年度からこれまでの事業計画体系と運用方法を見直すこととしました。新たに策定した事業計画は、計画期間を3年として毎年度更新を行い、目標設定についても中長期目標を踏まえてマイルストーン(中間目標)も併せて設定しました。本3か年事業計画では、当金庫が掲げる理念のもと、「長野ろうきんのありたい姿」の実現のため、会員・地域・役職員が愉しみながら活動展開し、時代に合わせて進化していくことを目指すべく、下記4つの基本戦略に基づく取り組みを進めてまいります。

基本戦略Ⅰ 協創イノベーションによるメンバーシップバンキングの進化

大きな環境変化の中、運営委員会や会員労働組合・福祉事業団体等と連携して取り組んできた、“ろうきん運動”を基軸に、会員・地域・組合員の結びつき強化による“新たな価値”を創造していきます。



基本戦略Ⅱ お客さま視点でソリューションを提供し続けるパートナーへ

お客さまや会員と顔を合わせ、じっくりご相談やご要望をお聴きし、一人ひとりの課題やニーズを捉えた提案対応と、ろうきんアプリ・ダイレクト、Web完結型ローン等の「いつでも、どこでも」お取引いただける利便性の高いサービスの提供による取引形態に磨きをかけ、一人でも多くのお客さまの生涯パートナーを目指します。



基本戦略Ⅲ 営業拠点化を実現する体質・構造の革新と最適化

営業拠点化を推し進めるために、大胆に金庫カルチャーを進化させていく“挑戦し続ける「チーム」”づくりに取り組みます。そのためにチームを構成する人的資本である一人ひとりの職員の教育・育成・サポートを通じた“ひとづくり”にも取り組みます。



基本戦略Ⅳ 会員・お客さま・地域に貢献し続けられるサステナビリティ経営

SDGsの達成に向けた共感の輪を広げつつ、リスクベースアプローチによるリスク管理機能の強化と、RAFの高度化による実効的なRAFの構築・運用によって、持続可能な経営基盤強化を図ります。



3か年財務計数計画

重要指標計画

収益・リスクテイク・自己資本の最適化を図り、持続可能な事業運営を実践するため、下記項目を経営の重要指標と定め各種取組みを進めてまいります。

項 目	2025年度	2026年度	2027年度
コア業務純益	毎年度10億円以上		
O H R	毎年度87%以下		
自己資本比率	毎年度8%以上		

※OHRはコア業務粗利益経費率となります。

預金・貸出金 増加額計画

取り巻く環境を踏まえつつ、中期基本戦略が見据える3年後のありたい姿を踏まえ、事業年度ごとの増加額計画を下記のとおり定めます。

なお、増加額計画は事業年度ごとに3か年分を更新（ローリング）させていただきます。

	2025年度	2026年度	2027年度
預 金	100億円	100億円	100億円
貸 出 金	100億円	100億円	100億円

2025年度主要勘定計画及び計数計画

(1) 預金・貸出金増加計画 (単位：百万円、%)

	預金	貸出金
期末残高	782,485	450,427
増 加 額	10,000	10,000
増 加 率	1.29	2.27

(2) 個人貸出金増加計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン
増 加 額	6,900	3,300

(3) 個人貸出金実行（貸増）計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン	カードローン
実 行 額	31,600	14,500	3,200

(4) 住宅ローン関連計画 (単位：件)

火災保険・共済
住宅ローン実行件数×25%

※単位未満を切り捨てて表示しています。

※預金には譲渡性預金を含みます。

(1) 基盤拡大項目 (単位：件)

資産形成項目	
月掛預金 新規・増額件数	預かり資産 新規件数
10,281	1,576
給与振込指定	公的年金指定
3,576	636

(2) 営業店成長目標項目

生活応援運動コンサルティングポイント※
708

※「生活応援運動コンサルティングポイント」は下記3項目の取組結果をポイントに換算したものです。

- ①個人コンサルティング（ヒアリングシートに基づくキャッシュフロー表を用いたコンサルティングの実施）
- ②会員コンサルティング（会員推進機構と協働した生活応援運動の展開）
- ③新規会員加入（新たな仲間を増やすため未加入団体の加入）

内部統制機能の整備に関する基本方針

当金庫は、労働金庫法第38条第5項第5号及び労働金庫法施行規則第19条に基づき、以下のとおり、当金庫の内部統制機能（業務の適正を確保するための体制）の整備に関する基本方針を定めております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」及び「中期経営計画等」に基づき、理事の職務の執行が、法令及び定款に適合するための体制を整える。

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、「倫理綱領」及び「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令、定款並びに社会規範を遵守する態勢を構築する。
- ②コンプライアンスの取組みに関して、理事会は、「コンプライアンス・プログラム」を決定して実施する。また、コンプライアンス態勢の充実と強化を図るため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努める。
- ③理事会は、公益通報にかかる体制を整備し、早期是正により被害等の防止を図るため、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。
- ④理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、監事の監査対象とする。
- ⑤理事会は「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①理事会は、「理事会規程」「常務会規程」及び「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等）について、作成・保存する。なお、「文書等管理規程」については監事会の承認を得て決定する。
- ②担当役員が文書管理を所管し、理事及び監事は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、事業運営に関する損失リスクを、統合的リスク管理規程による信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して、その評価と管理に努める。

- ①理事会は、事業年度ごと「統合的リスク管理計画」

を定め、かかる「統合的リスク管理計画」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、担当役員を委員長とする委員会（ALM委員会、オペレーショナルリスク管理委員会）を設置し、その管理に関する審議の内容を常務会に報告させる等、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、その管理状況をディスクロージャー誌等で開示する。

- ②担当役員がリスク管理を所管する。
- ③事業の重大な危機については「緊急時危機対応規程」等に基づき対応する。
- ④理事会は、内部監査規程に基づき事業年度ごとに内部監査実施計画を決定し、監査部は独立した立場からリスク管理の適正性について監査を実施し、その結果を定期的に理事会に報告する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、及び、牽制機能の発揮できる体制を整える。
- ②理事会の決定に基づく業務執行について、「常務会規程」「代表理事職務権限規程」「執行役員規程」及び「業務規程」等を定め、それぞれの責任、執行手続き等を定める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①理事会は、「コンプライアンス基本規程」、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラム、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
- ②理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図る。
- ③内部監査部門として監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門としてコンプライアンス統括部を置く。
- ④理事は、当金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に

は、直ちに監事及び理事会に報告するものとする。

⑤理事会は、公益通報に係る体制を整備し、早期は正により被害の防止を図るため、コンプライアンス・ホットライン制度等を設置し、運営する。

⑥監事は、当金庫のコンプライアンス体制及びホットライン制度の運用について問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦理事会は、お客様保護等の管理に係る統括部門を経営企画部とし、お客様保護の管理に関する方針に基づき、お客様保護に関わる法令等に適切に対応するため、管理・指導及び教育等に係る施策を実施する。

⑧理事会は、お客様サポート等の担当部門をコンプライアンス統括部とし、お客様利便の向上に資すること、お客様の相談・要望等に迅速かつ確に対応すること、お客様に対する情報や助言を明確・公平に提供すること等に加え、「優越的地位の濫用」の防止他、各種取引の適切性を確保する。

⑨理事会は、市場社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係の有無について、コンプライアンス統括部に定期的に点検・報告させ、一切の関係を有することのない体制を確保する。

6. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行遂行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、前項の体制を確保するため、監事と協議の上、必要な場合人員を配置する。

②理事会は、監事の職務を補助すべき職員は、もっぱら監事の指揮命令に従うものとする。

③理事会は、監事の職務を補助すべき職員が、監事の指揮命令に従うこと、及び、当該指揮命令に従わなかった場合は処分の対象とすることを定める。

7. 金庫の理事及び職員、又はこれらの者から報告を受けた者が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制、及び、当該報告をした者が当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けないことを確保する体制

①監事は、その全員が理事会に、常勤監事は、専門委員会、常務会、ALM委員会等に出席し、その審議経過において意見具申できる。

②理事会は、理事会等における決定事項のほか、当金庫に重大に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、

コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、すみやかに監事に対して報告する体制を整備する。

③前項に関わらず、監事は、「監事監査基準」に基づき、いつでも必要に応じて理事及び職員に対して報告を求めることができるものとする。

④理事会は、監事会への報告を行った金庫の役職員に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①理事会は、監事とその職務の執行について、金庫に対し費用の前払いの請求をしたときは、審議の結果、当該請求に係る費用または債務が監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理する。

②監事会が、独自の外部専門家を監事のための顧問とすることを求めた場合、金庫は、監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

③理事会は、監事の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、年度ごとに一定額の予算を確保する。

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人からの監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

以 上

お客様本位の業務運営に関する取組方針

お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、労働金庫法の事業運営三原則を遵守し、ろうきん理念に基づく事業運営を実践してまいりました。2017年3月に金融庁が公表し、2024年9月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け、2017年12月より＜長野ろうきん＞のお客様本位の業務運営に関する取組方針を制定及び公表しております。お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートし、利益相反、各種情報提供の適切性を確保する姿勢を明確にしつつ、各原則に基づく事業運営を実践しております。

また、お客様保護等に関する管理体制やお客様本位の業務運営に関する適切性や実効性を確保するため「お客様価値共創委員会」を設置し、これらの取組状況の報告、評価を実施しています。

お客様本位の業務運営に関する取組方針

＜長野ろうきん＞（以下「当金庫」）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2024年9月に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」（以下、「本方針」）を策定します。本方針及び本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。また、より良い業務運営を実現するため、本方針は定期的に見直しのうえ、必要に応じ改定します。

1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

※金融庁：原則2「顧客の最善の利益の追求」に対応

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取組みを行っています。

2. 利益相反を適切に管理する取組み

※金融庁：原則3「利益相反の適切な管理」に対応

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品をお客様の利益追求の観点で選定しています。

3. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

※金融庁：原則4「手数料等の明確化」原則5「重要な情報のわかりやすい提供」に対応

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いてその複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ*形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。

※ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。
- 投資信託に係る手数料については、各種のパンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

4. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

※金融庁：原則6「顧客にふさわしいサービスの提供」に対応

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、投資信託販売システム等のデジタルチャネルを利用し、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にを行います。
- 当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- 当金庫は、お客様への適切な金融商品の勧誘及び共済・保険商品の適切な募集を行うための「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。
- 当金庫は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、お客様の属性や反応等（個人情報を除く）を金融商品の組成に携わる金融事業者へ情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に努めます。
- 当金庫は、選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品選定を行います。

※当金庫は金融商品の組成に携っておりません。

5. 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

※金融庁：原則7「従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」に対応

- 当金庫は、「ろうきん理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくための人材育成・業務支援等に資する体制構築を行います。
- 当金庫に属する全職員における人事評価にあたっては、「お客様志向」に関する評価の仕組みを整備し、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮した取組みを行っています。
- お客様本位の業務運営を確実に実践するため、職員の育成・知識向上の取組みを強化し、FP技能士やDCプランナー等の資格取得を奨励します。

「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づく取組状況及び成果指標（KPI）

当金庫は、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を掲げ、お客様の利益を守り、お客様の生活を生涯にわたりサポートすることを第一とし、業務運営を実践しています。

当金庫における「お客様本位の業務運営に関する取組方針」に基づく、2024年度の主な取組状況及び成果指標(KPI)につきましては、以下のとおりです。（詳細は当金庫ホームページをご覧ください。）

■ NISA及びiDeCo契約件数（各年度3月末時点）

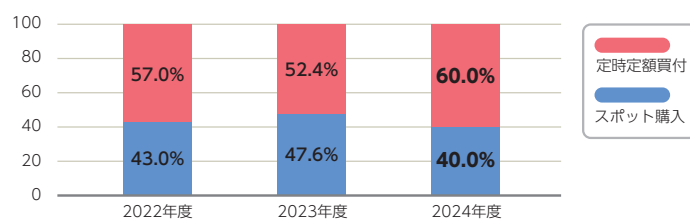
当金庫は、お客様の資産形成に資するご提案を行う中で、リスク分散につながる「積立投資」及び「iDeCo（個人型確定拠出年金）」のご提案を中心にした取組みを行っております。

今後もお客様の中長期的な資産形成に資する金融商品を選定し、お客様にふさわしい商品の提案を引き続き継続してまいります。

（単位：件）

	2023年度	2024年度	増減率
NISA	4,785	5,764	20.5%
iDeCo	5,954	6,332	6.3%

■ 投資信託販売額に占める定時定額買付の割合（各年度3月末時点）



※スポット購入とは、お客様のご希望、ご判断される日時、購入額等に基づきファンドを購入する方法です。

■ 金融セミナーの開催（開催回数等は23ページをご覧ください。）

当金庫は、お客様の生活を生涯にわたってサポートするため、各年齢階層に応じた幅広いテーマでセミナー等を開催し、金融リテラシー向上に資する情報提供の取組みを進めております。

■ ファイナンシャルプランナー（FP）等の有資格者数（各年度3月末時点）

当金庫は、職員の金融商品・サービスや投資環境に関する知識及び相談・提案力の向上を図るため、「ファイナンシャルプランナー」「DCプランナー」等の資格取得の奨励・支援、意識の醸成等に取組んでいます。また、当金庫では2022年度より庫内独自の制度資格として、金融コンサルティングとアフターフォローを専門的に行うMLA<マネーライフ・アドバイザー>制度を導入し、多様化するお客様のニーズにお応えするため相談体制の強化に努めております。

名称	取得職員数		増減率
	2023年度末	2024年度末	
ファイナンシャルプランナー			
1級・CFP	13名	14名	7.7%
2級・AFP	180名	184名	2.2%
3級	204名	198名	△2.9%
DCプランナー			
1級	2名	2名	—
2級	36名	38名	5.6%
認知症サポーター	259名	241名	△6.9%
MLA認定者（庫内独自資格）	68名	80名	17.6%

比較可能な共通KPI

長期的にリスクや手数料に見合う期待収益が生じているかの「見える化」を図ることを目的とし、以下の指標を公表しております。各種データにつきましては当金庫ホームページをご覧ください。

- 運用損益別顧客比率
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のコスト・リターン
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のリスク・リターン

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスを徹底し、
厳正かつ透明性の高い事業運営と
自己責任による健全経営に努めています。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコン

プライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性が求められています。

法令遵守の体制

1. 代表理事及び業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事及び業務執行理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により理事の業務執行をチェックしています。

監事監査の体制のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち、法令等遵守に関する事項としては、総会及び理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。

なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

■ 監事監査の実施状況

実施期間: 2024年8月～2025年5月
実施対象: 7営業部店、3ローンセンター、2出張所、本部
延べ監査日数: 16日

2. 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

②厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、各営業店・本部においては、相互牽制機能を働かせ、自店検査を実施して内部的チェックを行っています。監査部は、理事会の監督下におかれ、業務執行ラインから独立した立場にて、自店検査が十分機能しているか等、内部統制の有効性・適切性を検証し、監査結果は定期的に理事会に報告しております。

検査・監査項目は多岐にわたりますが、そのうち、法令等遵守に関する事項としては、各営業店・本部のコンプライアンス管理態勢の検証、個人情報の取扱い、及び、犯罪収益移転防止法にかかる対応としての「本人確認事務」「口座開設事由の確認」等において、違法性がないかの検証を代表的なものとしています。

なお、内部監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

■ 内部監査の実施状況

実施期間: 2024年4月～2025年3月
実施対象: 19営業部店、2出張所、8ローンセンター
実施監査: 不正等防止監査21店舗、営業店総合監査11店舗、マネロン監査8店舗、本部監査

反社会的勢力に対する取組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、弁護士、(公財)長野県暴力追放県民センター等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

反社会的勢力に対する基本方針

長野県労働金庫は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、会員・お客様並びに地域社会から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、反社会的勢力とは断固として対決します。

(反社会的勢力に対する姿勢)

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当な介入を排除し、毅然とした態度で反社会的勢力と対決します。

(不当要求の拒絶)

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては組

織として対応し、断固として拒絶します。

(態勢の整備)

3. 当金庫は、反社会的勢力を排除するための報告態勢、対応マニュアル等を定め、全役職員に周知徹底します。

(外部専門機関との連携)

4. 当金庫は、反社会的勢力との対決に際し、平素より警察、弁護士、公益財団法人長野県暴力追放県民センター等との連携強化を図ります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

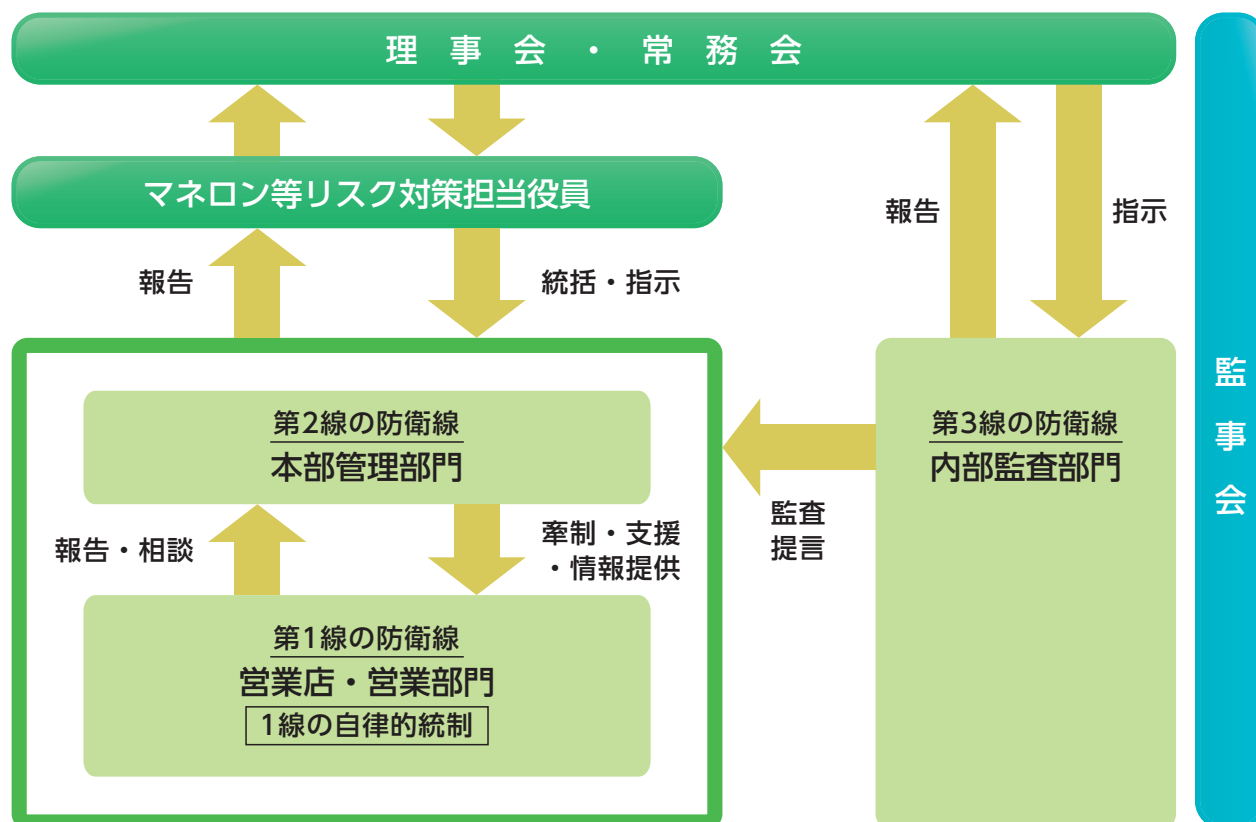
2025 DISCLOSURE

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン等」）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策及び顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

「マネロン・テロ資金供与リスク対策及び顧客の受入れに係る方針」（抜粋）

- 目的
この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。
- 態勢の整備
金庫は、あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備し、そのための担当責任者としてマネロン等リスク対策を統括・管理する部署の担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。
- リスクの特定・評価・低減
リスク管理態勢における各部門の部門長等は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、担当部門の取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、当該リスクへの低減策を策定する。
- 経営陣の認識
理事会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「マネロン等リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。
- マネロン等リスク対策の実施
役職員は、「マネロン等リスク評価書」に定めた類型と、それに対するリスク低減策に則り、顧客受け入れを適切に判断する。なお、「マネロン等リスク評価書」に基づき、取引謝絶した場合、その対応の過程、対顧客との折衝内容、検討・判断に係る資料など、必要な記録を保存する。

■ 〈長野ろうきん〉のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策体制



顧客保護等管理体制

今日、金融機関に対してはコンプライアンス重視の組織風土の醸成及び顧客保護重視の意識を深く定着させた経営が求められています。

当金庫においても、お客様の保護ならびに利便性向上を行うことが、業務の健全性および適切性の確保の観点から極めて重要であると認識し、「お客様保護等管理方針」を定めています。この方針に基づき顧客説明、顧客サポート、顧客情報管理、外部委託及び利益相反に係る内部管理規程を制定し、本部及び営業店が一体となった管理体制をとり、顧客保護に関する実効性の確保に努めています。

お客様からの苦情等への対応

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客様よりいただく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識した上で、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客様の信頼と満足度向上に取り組めます。

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は39ページ参照）または長野県労働金庫お客様相談窓口（電話：0120-606-150）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、長野県労働金庫お客様相談窓口（受付時間：月～金曜日9～17時（祝日等を除く））またはろうきん相談所（電話：0120-177-288 受付時間：月～金曜日9時～17時（祝日等を除く））にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申込みいただくことも可能です（各弁護士会の受付時間等は当金庫ホームページをご覧ください）。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

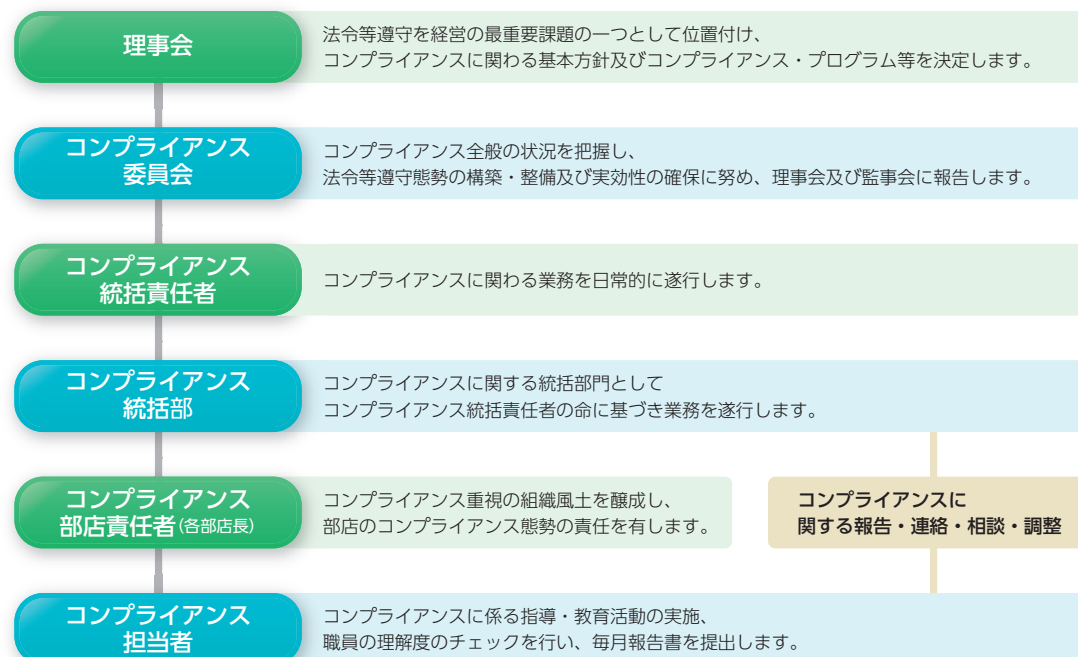
仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、お客様のご希望を伺った上で、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停や現地調停は、すべての弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

■ 長野県労働金庫のコンプライアンス（法令等遵守）体制



プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 関連法令等の遵守について

当金庫は、個人情報を保護するため、関連法令やその他の個人情報管理に必要となる各種の規範を遵守いたします。

2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

3. 個人情報の利用について

- (1)当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2)当金庫は、お客様が所属する会員団体（労働組合等）との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただいています。
- (3)当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4)当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

4. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を構えています。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

6. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報統括管理責任者と個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

7. お問合せ先

《長野県労働金庫業務部》
TEL0120-625-371 FAX026-237-3767
受付時間平日9：00～17：00
e-mail：gyomu-s@nagano-rokin.co.jp

利益相反管理方針

当金庫は、当金庫とお客様の間、及び当金庫のお客様相互間において利益が相反する状況（利益相反）を未然に防止するため、「利益相反管理方針」を定め、お客様の保護を図っています。今後も高い自己規律に基づき、利益相反管理に努めてまいります。

※「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は「金融商品に関する勧誘方針」を定め、お客様に対して誠実・公正な勧誘・説明を心がけ、断定的判断あるいは事実と異なる説明を行わず、お客様説明の適切性及び充実性の確保に努めています。

長野県労働金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の金融商品取引の目的・知識・経験及び財産の状況に照らして、お客様にとって適切な商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適切なご判断をいただくことを目的とし

保険・共済募集指針

当金庫で取扱っている保険商品及び共済商品の募集にあたっては、各種法令等に従い、「保険募集指針」・「共済募集指針」を定めています。お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

※「保険募集指針」は、当金庫ホームページに掲載しています。
※「共済募集指針」は、当金庫ホームページに掲載しています。

て、適正な情報提供、商品内容及びリスク内容等の重要事項についてわかりやすい説明に努めます。

3. 当金庫は、お客様に対し、誠実で公正な勧誘・説明を常に心がけ、断定的な判断や事実と異なる説明等によってお客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所及び方法での勧誘は行いません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関連法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

※その他の方針につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

長野ろうきん

検索

金融犯罪被害防止に向けた取組み

当金庫では、お客様が安心してお取引いただけるよう金融犯罪被害防止に対する取組みとして以下の対応を実施しています。

◆ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻し被害防止への取組み

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻し被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- ICカード（磁気ストライプ併用含）の発行
- 1日あたりのATMご利用限度額（お引出し）の設定
- 類推されやすい暗証番号の危険性に関する注意喚起及び利用制限
- ATMへの「覗き見防止フィルム」の貼付及び「後方確認ミラー」の設置
- 異常検知システムによるモニタリングの実施等

キャッシュカードの偽造により被害に遭われた個人のお客様につきましては、全額を補償させていただきます。

また、盗難により被害に遭われた場合におきましても、当金庫においてお客様に責任がないと判断した場合には、被害額の全額または一部の補償をさせていただきます。

キャッシュカードの偽造・盗難に関するお問い合わせ窓口

受付先：自動機照会センター

電話番号：0120-060-560

受付時間：24時間

◆ インターネットバンキングによる不正な利用防止への取組み

インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 「ワンタイムパスワード」の導入
- 「追加認証」の実施
- 「パスワード生成機」の配付（法人版インターネットバンキングのみ）等

個人のお客様においてインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合、お客様に過失がない場合につきましては、原則補償いたします。

また、団体のお客様におけるインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合においても、お客様に過失がない等の条件により、1事故あたり1,000万円を上限として補償いたします。

なお、個別の事案により、被害の補償対象外となる場合及び補償額が一部減額となる場合があります。

◆ 振り込め詐欺未然防止への取組み

振り込め詐欺等の被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 店頭及びATMコーナーへの注意喚起ポスターの掲示
- 職員による声掛け、お客様アンケートの活用
- 被害が懸念されるお取引に対する警察宛の通報の徹底
- 過去2年以上、当金庫のキャッシュカードでATM振込のご利用がない70歳以上のお客様のキャッシュカードによるATM振込機能のお取引制限
- 過去2年以上、ATMでの現金お引出しの利用がない70歳以上のお客様の、ATM支払限度額を1日30万円までとするお取引制限
- 長野県警察が行う振り込め詐欺防止に対する各種取組みへの積極的参加等

振り込め詐欺救済法（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）に基づき、当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座にお振込みされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へお振込みされた方からのご照会・ご相談をお受けしています。

また、振り込め詐欺等の犯罪により被害を受けたと思われる場合は、直ちに、警察等へご連絡をお願いいたします。

基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価した上で金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会及びオペレーショナルリスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

① 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、本部の審査専門スタッフの育成に努めています。
- ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化について

も追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポート方式による管理をすすめるなど、体制の強化に努めているところです。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」、及び「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

① 金利リスク

運用、調達資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベシス・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

② 価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）を日次で計測しています。

また、個別株式については株価が変動した場合の損益額を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

③ 為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を日次で把握するとともに、為替が変動した場合の損益額を算出し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management: 資産負債総合管理）の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営企画部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4. オペレーショナルリスク

金庫の業務の過程や役職員の活動若しくはシステムによる統制などが不適切であること（いずれも委託先・取引先等含む）の他、外生的な事象などに起因して、金庫又は金庫の顧客等が利益を逸する又は損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを各リスクに区分し管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会でリスク管理状況の把握、評価、対応を協議し管理しています。

1 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確に行われるための管理態勢の検証をする内部監査を強化するとともに、研修による職員の事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などによりリスクの削減に努めています。

2 システムリスク

コンピュータシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1,470ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。

また、万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

②当金庫においては、重要なデータファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行いシステムの安定確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいたセキュリティスタンダード等の具体化をはかり、情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

③高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、

攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、〈ろうきん〉業態全体で構築しています。

3 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4 人財リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、及び差別的行為、ハラスメント行為等により損失を被るリスクが「人財リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、及び役割行動基準に基づく役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、あらゆるハラスメントを防止する取組みとして相談窓口を常設しています。

5 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

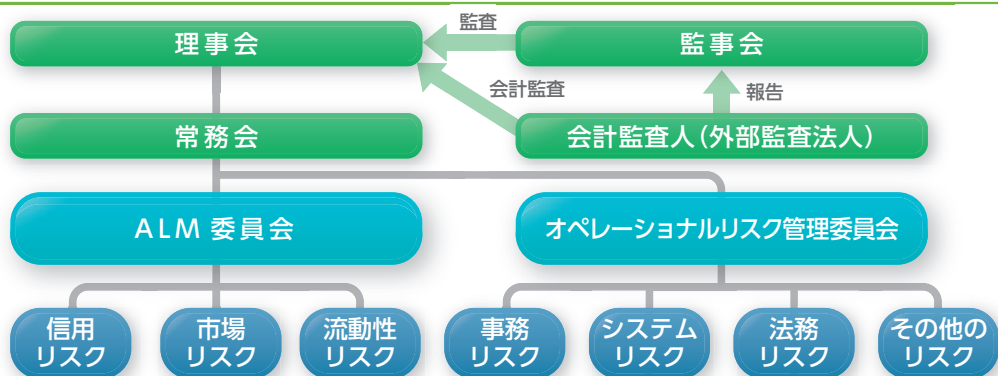
当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

6 評判リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「評判リスク」です。

当金庫では、評判リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより、損失の未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部及び営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、評判リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

■ リスク管理体制



ろうきんSDGs行動指針

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。当金庫においてもこの指針に則り、ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という、ろうきんの使命を徹底追求することを通じて、今後ろうきんに期待される協同組織金融機関としての役割を発揮し、SDGsに資する取組みを進めてまいります。

ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉は、「理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいます。

〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

長野ろうきんの事業運営とSDGsについて

長野ろうきんは、はたらく人のお金を、はたらく人、地域の人、地域社会にお役立ていただける「意思あるお金の循環」を実践し、福祉金融機関としての役割発揮を通じ、SDGs推進につながる事業運営に努めております。

事業活動の視点

生活応援運動（労金運動）の実践

- 会員推進機構との連携・協働に基づく生活応援運動の実践
- 金融教育・多重債務支援等の対応



はたらく人のネットワークとの連携・協働

- 労働団体・福祉事業団体・NPO等の非営利セクターとの連携・協働
- はたらく人とのネットワークを通じた各種取組みの実践



金融仲介機能の実践

- 良質な金融仲介機能を通じた資産形成の取組み
- はたらく人すべての金融や資金ニーズへの対応



いつでも、だれでも、利用できる金融サービス

- いつでも、だれでも、アクセスできる金融サービスの提供
- 誰でも便利にご利用いただける各種チャネルの提供



地域・社会活動の視点

地域・社会活動の取組み（CSR・助成活動）

- 「意思あるお金の循環」の実践・拡大
- 本部・営業店それぞれの立場での地域・社会活動の実践



自然災害等に関する取組み

- 自然災害等の被害を受けられた方々に寄り添った金融面での支援の取組み



環境・気候変動等に関する取組み

- 環境やひとにやさしい店舗づくりの取組み
- 本部・営業店における省エネルギー活動の継続



長野ろうきん役職員の取組み

- 健康経営の実践
- 理念を実現する人材育成の取組み



■「ろうきんSDGs行動指針」に基づく重点取組項目及び3ヵ年KPI

長野ろうきんでは、中期経営計画第Ⅱ期のテーマ「はたらく仲間の“未来の安心”をともに創る」の実現に向け、SDGs目標項目の中から「貧困をなくそう」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」「パートナーシップで目標を達成しよう」の4項目を、重点的に取組むSDGs目標項目に位置付けてきました。重点目標の4項目のうち、2項目4取組に関しては、3ヵ年KPI（重要業績評価指数）を定めた取組を実施してまいりました。



3ヵ年KPI設定項目

—貧困をなくそう—
—質の高い教育をみんなに—



■ 高金利ローンからの借換えの取組

他金融機関等の高金利ローンから借換えを提案する“カリカ工大作戦”を展開し、お客様の可処分所得向上と多重債務の未然防止に努めております。



借換件数	3ヵ年KPI	▶ 1,000 件
	2022年度～2024年度	▶ 1,422 件

■ ライフプランシミュレーションによる個別面談の実施

多様化するお客様のライフプランを支援するため、家計のキャッシュフロー表作成を通じて、お客様の“未来の安心”につながる提案に努めております。



実施回数	3ヵ年KPI	▶ 7,000 回
	2022年度～2024年度	▶ 8,804 回

■ 各種セミナー・学習会の実施

年代別ライフプランセミナーや資産運用セミナー等、金融に関する情報提供の機会を積極的に設け、お客様の生活改善や生活設計・ライフプラン実現のサポートに努めております。

開催回数	3ヵ年KPI	▶ 800 回	15,000 人
参加人数	2022年度～2024年度	▶ 1,137 回	17,568 人

■ 金融教育の実施（学生・キッズ向けセミナー）

高等学校の生徒を対象に、資産形成の重要性をお伝えするとともに、マネートラブル・金融犯罪等から身を守るため、金融リテラシー向上に資する金融教育に取り組んでおります。

開催回数	3ヵ年KPI	▶ 40 回	3,000 人
参加人数	2022年度～2024年度	▶ 256 回	10,015 人

ろうきん奨学会

ろうきん奨学会は、1967年に長野県労働金庫創立15周年の記念事業として設立され、会員のお子さまに奨学金を無利子でご利用いただいております。

毎年多くの応募者があり会員・勤労者の方々の教育にかかる負担軽減につなげるための取組みとしています。2024年度および取組み開始以降の累計は以下のとおりです。

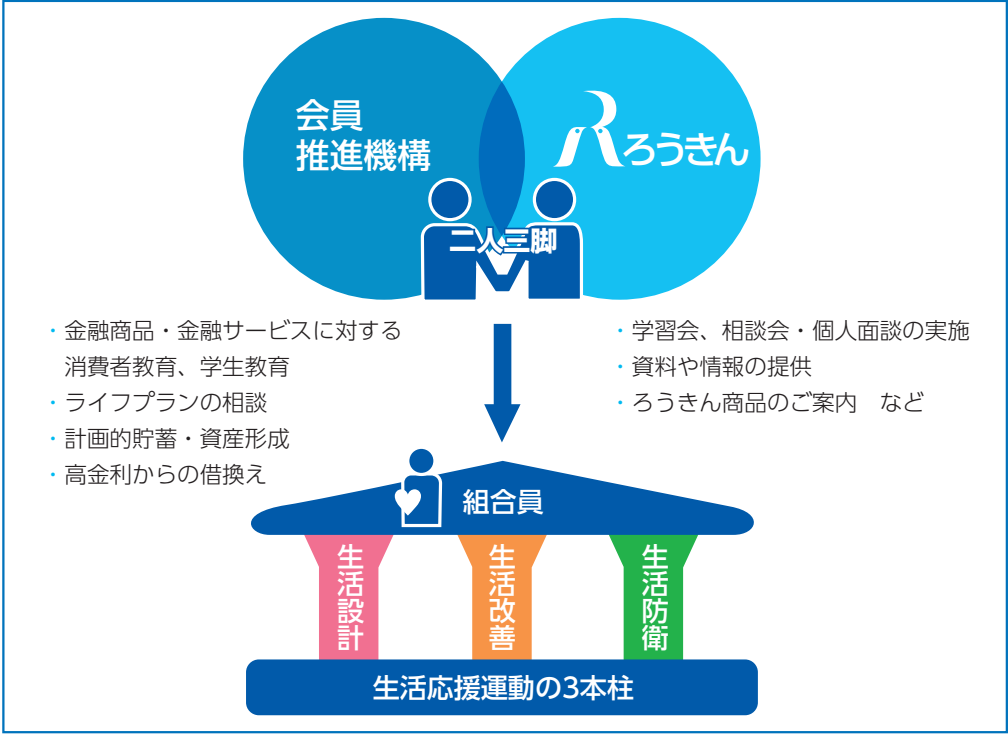


2024年度 新規貸付件数		奨学金総額（累計）	
件数		件数	貸付総額
151件		6,169件	5,968,080千円

会員・勤労者のニーズや悩み、課題を明確化し、その解決に向けた幅広い提案活動を行うなど、生活応援運動を通じてライフプランをサポートします。

生活応援運動とは、勤労者の生活のうち「お金」にまつわる諸問題に対し勤労者のための金融機関であるくろうきんが会員推進機構連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動のことです。

今後も会員・勤労者が置かれている環境などを十分に踏まえながら、信州ではたらく人に寄り添った、生活応援運動に取組んでまいります。



勤労者の生活支援に向けた取組み



会員における相談会等を開催し、勤労者の皆さまの相談にお応えしています。
また、「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、勤労者生活支援の取組みを実施しています。

生活改善に向けた取組み



勤労者の皆さまの将来の生活改善を見据えた解決策の提案を行っています。

2024年度は、各種セミナーの開催や、高金利からの借換え・多重債務に関わる相談対応等の「多重債務救済の取組み」を継続実施しました。

また、会員をはじめ、長野県労働者福祉協議会、暮らしサポートセンター、長野県多重債務者対策協議会、市町村、弁護士及び司法書士・消費者団体等のネットワークを活用し、周知活動や相談活動を強化しています。

各種セミナーの開催

セミナー分類	開催回数（回）	参加人数（人）
ライフプラン関係	140	2,848
資産形成関係	199	3,086
確定拠出年金関連	39	588
退職・老後資産関係	31	704
消費者・金融教育関連	12	213
女性向けセミナー	2	20

高金利からの借換え及び多重債務に関わる相談

相談件数	相談金額
380件	1,039,027千円



生涯生活設計

「ライフプランセミナー」「クレサラセミナー」等、当金庫が実施している各種セミナーの充実をはかり、会員や勤労者の皆さまのお役に立つ情報提供を行っています。また、会員や地域で開催される各種セミナーへ講師を派遣しています。

高校生等を対象とした金融セミナー及び金融教育の実施



当金庫では、毎年、近い将来社会人や大学生となる高校3年生を主な対象として金融セミナーを数多く実施しています。

2024年度は、県内28校で実施し、4,733人の生徒の皆さまに参加いただきました。

高校生のうちから、お金に関する知識を学ぶことは資産形成の重要性を知るとともに、マネートラブル(詐欺、多重債務等)を回避するための非常に重要な機会であると考えています。今後も地域の学校等と連携し、継続した取組みを進めてまいります。

以下、セミナーに参加された生徒の皆さまからの感想を一部ご紹介いたします。



生徒の皆さまの感想

- 高校卒業後は、自分でお金の管理をしていくようになるため、どこにどれだけお金を使うか、税金など含めて理解して生活できるようにしていきたいと思った。
- 家計管理の重要性を学べた。また、両親に家計管理をどのようにしているのか聴こうと思った。
- 今後クレジットカードを利用する機会があると思うが、使いすぎないように貯蓄しながら将来を見据えて正しく使いたいと思った。

はたらく女性を応援する取組み



“はたらく女性の支えになり、子育てをしている女性に安心して子どもの将来を考えてもらいたい” そんな想いから女性職員による長野ろうきん女性応援プロジェクトが立ち上がり、2013年10月、女性を応援する積立商品「わたしの積立ろうきんchou-chou (シュシュ)」の取扱いを開始しました。

その後、はたらく女性を応援するカードローン「ろうきんchou-chou カード」、シングルマザーを応援するローン「ろうきんchou-chou YELL」の取扱いを始めました。

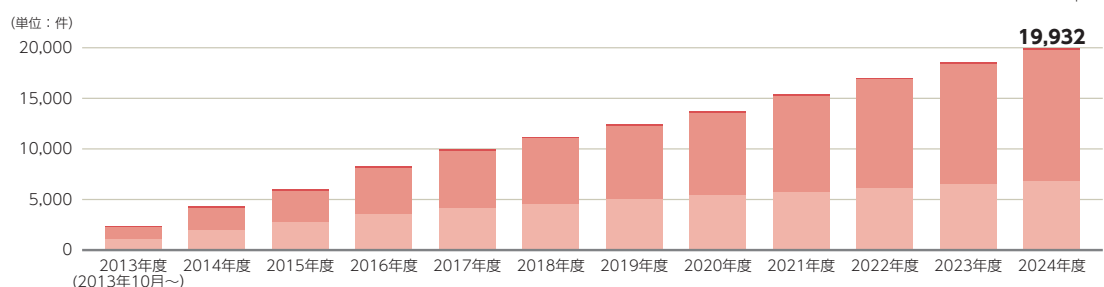
また、各営業店では“はたらく”女性一人ひとりの人生に向き合うパートナーとなるべく、会員労働組合等と連携して、女性のお役に立ち、喜んでいただける活動とすべく、多くの“はたらく”女性に対する様々な情報提供を行ってまいりました。

“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、自分のため、誰かのために、それぞれの立場で頑張っていることが“はたらく”ことであると長野ろうきんは考えています。

長野ろうきんは、これからも“はたらく”女性のミカタであり続けます。



わたしの積立ろうきんchou-chou契約件数推移

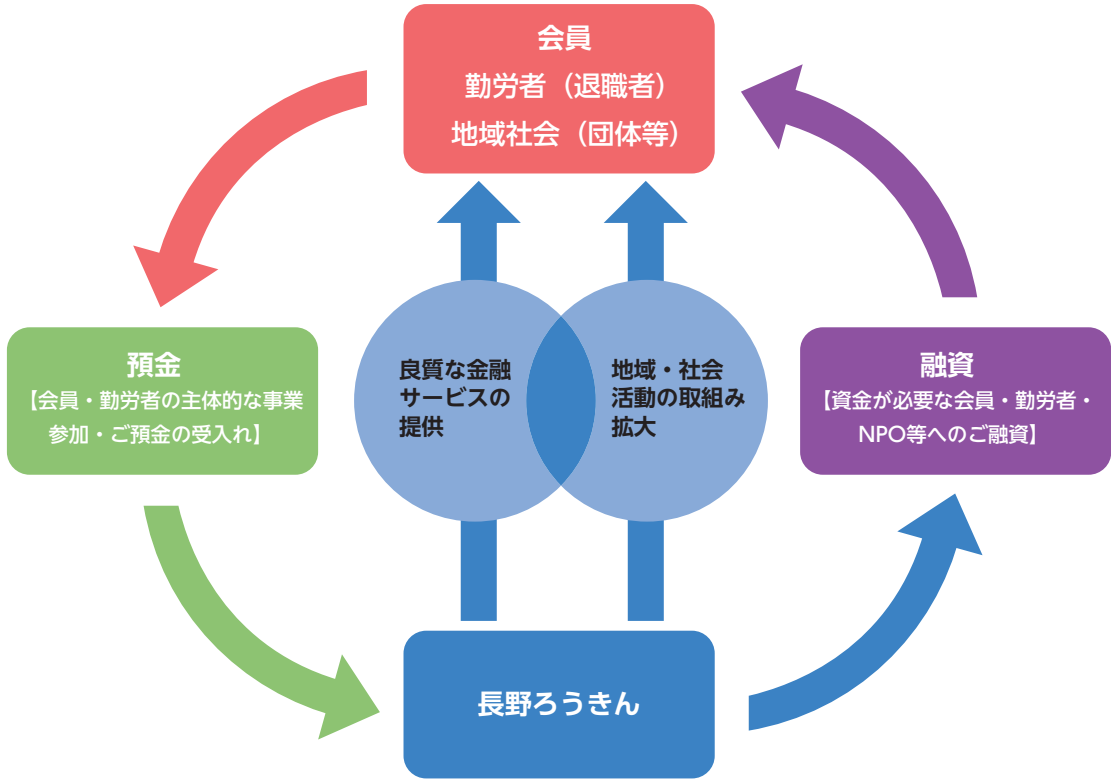


当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたらうきん理念を実現するため、社会的役割の発揮に努め、これからも、会員・お客様・地域社会の皆さまのため、地域・社会活動を確実に実践し、引き続き「はたらく人とそのご家族の支援」をテーマとして取組んでまいります。

長野ろうきんのCSRと地域・社会活動

当金庫は、「はたらく人の想いと生きる金融機関」として、はたらく人のお金が、ご本人、ご家族、はたらく仲間、地域社会のお役に立つ、「意思あるお金の循環」を創出し、その拡大に向けて取組んでまいります。

■「意思あるお金の循環」のイメージ図



会員をはじめとした地域の皆さまの預金・融資のご利用により、「意思あるお金の循環」が拡大し、はたらく仲間、地域社会への取組み強化につながっていきます。

主な長野ろうきんの地域・社会活動の歴史

1957年	助け合い預金スタート
1967年	「ろうきん奨学会」設立
1970年代	サラ金問題への対応
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援（エール）30」を発売
2001年	NPOボランティア団体助成金制度の新設
2007年	多重債務支援の取組み
2011年	東日本大震災復興支援 ピンクリボン運動 支援の取組み
2012年	教育子育て世代応援ローン 取扱開始
2013年	「わたしの積立ろうきんchou-chou」シリーズ取扱開始
2015年	女性向けローン 「ろうきんchou-chouYELL」「ろうきんchou-chouカード」取扱開始
2017年	長野ろうきんこども基金設立 NPO自動寄付システムスタート
2019年	令和元年台風19号災害復興支援
2020年	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方々に対する支援の取組み
2023年	〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト活動開始

1. 長野ろうきんの取組むCSR活動



当金庫では、2011年より実施している「ピンクリボン運動」の支援に加え、2016年度より長野県みらい基金と連携した2つの取組み（長野ろうきん「こども基金」・長野ろうきんNPO自動寄付システム）を行っています。

また、2023年度から新たに「〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」の取組みを開始しています。

長野県みらい基金とは

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人です。

1 長野ろうきん「こども基金」

～ろうきんの融資を利用することで、地域のこどもの支援につながります～

ろうきんの各種ローンをご利用いただくことで、対象年度中の新規ご融資取引1件につき100円をろうきんが拠出し、その総額を「長野県みらい基金」を通じて支援団体へ寄付いたします。



2 長野ろうきんNPO自動寄付システム

～寄付者と地域社会をつなぐシステムです～

長野ろうきん普通預金口座から、一定期間ごとにNPO等への寄付金を手数料無料で自動振替する制度です。集まった寄付金は「長野県みらい基金」が管理し、あなたが応援したい寄付先もしくは、選考会で決定した個別のNPO等へ寄付配分されます。

福祉金融機関である〈ろうきん〉が、はたらく人とNPO・市民活動団体を結ぶ新しい支援のカたちとして、「マンスリーサポート寄付制度」で、身近な地域・社会活動につなげていきます。



NPO自動寄付システム 交付団体メッセージ

特定非営利活動法人 子どもサポートチームすわ（諏訪市）

理事長 小池 みはる 様

寄付コース…【こども育成】

実施プロジェクト ～不登校経験者の若者が企画する「学びを自然の中で体験する」合宿～

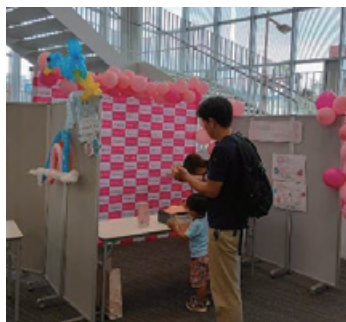
今回、このような企画を成立させることができましたことに、深く感謝いたします。不登校経験者が元気になった現在、当時のつらかった時代にできなかった事をやってみたいという発想から始まった企画です。

寄付者の皆様のご厚意により、バスを借りることができ、経済的に苦しい家庭の子どもでもキャンプに参加することができました。また、ボランティアの方や現地施設の方のご厚意に触れることが出来たことも、今回参加した子ども達にとっては幸せだったと思います。家庭だけでは教育できない、社会性を芽生えさせる第一歩にご協力いただきました事を心よりお礼申し上げます。



3 わたしのミカタ ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト ～ピンクリボン運動を支援する取組みです～

長野ろうきんでは、長野県で暮らす女性がいつまでも健康でいられるように、“わたしの積立 ろうきん chou-chou”による年間お積立合計額の0.05%と“ろうきん chou-chouローン”の年度末時点での利用残高の0.05%を長野ろうきんが拠出し、公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」に寄付いたします。

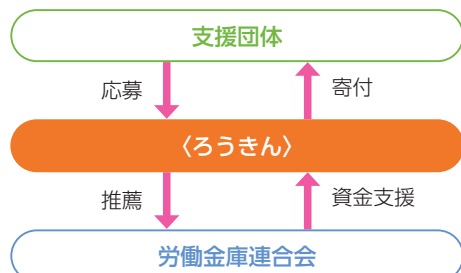


取組み	2024年度寄付額	寄付総額（累計）
長野ろうきん「こども基金」	1,692,950円	7,351,810円
長野ろうきんNPO自動寄付システム	349,100円	2,583,000円
ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト	807,825円	14,916,528円

4 〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト ～全国の〈ろうきん〉が一体となって地域の活動を応援する取組みです～

「〈ろうきん〉働く人と子どもの明日を応援プロジェクト」は、金融の枠組みを通してだけでは解決しにくい、手が届きにくい社会的課題の解決に向け、全国の〈ろうきん〉が一体となって地域の活動を応援する寄付制度です。

本プロジェクトを通して、働く人や子ども達が直面する生活課題の解決に向けた取組みを行っている団体を応援していきます。



全国の〈ろうきん〉が本プロジェクトの支援の対象となる団体を選定し、労働金庫連合会に推薦します。
労働金庫連合会がその活動資金を〈ろうきん〉に支援します。

※長野県労働金庫では、本プロジェクトに係る募集、審査等について〈公益財団法人長野県みらい基金〉に委託します。



2. 各営業店における地域に根ざした地域・社会活動



各営業店では、地域の皆さま方との交流を大切に、運営委員会の企画・運営による地域に根ざした活動を広げています。また、各種活動を通じた収益金等については、地域や様々な団体へ寄付等をさせていただいています。

※運営委員会は、各営業店単位で会員から選出された運営委員長と運営委員により構成され、各営業店における推進活動の中心的役割を担っています。

2024年度活動内容（一部抜粋）

支店	実施事項	開催日 (開催期間)	具体的な活動内容
本店営業部	プレイブウォリアーズ キッズドリームデイへの協賛	2月18日	地域の小中学生を対象にしたイベントに参加し、金融リテラシーを高める取組みを実施。
	「ピンクリボン運動」 啓発活動の実施	10月1日	北信6店舗と各運営委員会と連携した活動として、ピンクリボン月間の初日、長野駅・市役所駅前等でピンクリボン運動の啓発物の配布を実施。
大町支店	チャリティーろうきん 親子アニメ祭りの開催	11月16日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金と食品98点を大町市社会福祉協議会へ寄贈。
	大町アルプスマラソンへの ボランティア参加	10月20日	大町市主催の大町アルプスマラソンへ、給水係としてボランティア参加。
上田支店	第30回ろうきんCUP2024 少年少女サッカー大会の開催	9月28日	運営委員会自主活動として、試合出場経験が少ない、小学校5年生以下を対象としたサッカー大会を開催。
伊那支店	ろうきんチャリティー ふれ愛アニメ祭りの開催	10月20日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を活用し、南箕輪村放課後児童クラブ・辰野町学童クラブへ玩具等の物品を寄贈。
飯田支店	チャリティー親子アニメ祭りの開催	12月15日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を飯田市へ寄附。
諏訪湖支店	チャリティーアニメ映画祭の開催	9月21日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を岡谷市社会福祉協議会・諏訪市社会福祉協議会・下諏訪町社会福祉協議会へ寄付。
	クリスマスイベントの開催	12月14日/ 12月21日	諏訪圏域子ども応援プラットフォーム「学び舎楽人」と連携し、子ども達へ本の読み聞かせを実施。
須坂支店	労福協・ろうきん親子ふれあい アニメ祭りの開催	10月6日	運営委員会自主活動として、労福協と共同でアニメ祭を開催。収益金を活用し、須坂市・小布施町・高山村の公立小学校14校に計61冊の書籍を寄贈。
	信州須坂ランニングフェスへの ボランティア参加	10月13日	須坂市主催の信州須坂ランニングフェスへ、給水係としてボランティア参加。
佐久支店	親子ふれあい映画会の開催	11月16日	運営委員会自主活動として映画会を開催。収益金を小海町社会福祉協議会へ寄付。
丸子支店	THE資産形成セミナーの開催	9月18日	運営委員会自主活動として、東御市・依田窪地域の方々を対象に、金融リテラシー向上に資する資産形成セミナーを開催。
	「地域に伝えるプロジェクト 2024」の実施	7月24日	「ちいさがた福祉会さんらいずホール就労継続支援B型」の竹炭事業の周知活動を展開。竹林伐採作業への参加や、購入支援として各会員へ竹炭グッズの紹介等を実施。
福島支店	ろうきん旗争奪 木曽郡学童軟式野球大会の開催	4月28日	運営委員会自主活動として野球大会を開催。木曽郡内小学生4チームに参加いただき、始球式・グラウンド整備・メダル授与等を実施。
	「出羽海部屋」木曽病院 慰問活動の実施	6月27日	「出羽海部屋」木曽宿に合わせ、木曽病院介護施設、アイライフ木曽への慰問活動を実施。
	チャリティーろうきん 親子アニメ祭りの開催	9月16日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を大桑村社会福祉協議会へ寄付。
長野東支店	親子ふれ愛アニメ祭りの開催	9月21日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を長野市へ寄付。
	チャリティー団結 ボウリング大会の開催	11月14日	運営委員会自主活動としてチャリティー団結ボウリング大会を開催。アニメ祭り収益金と合算して長野市への寄付を実施。
松本支店	チャリティーアニメ映画祭の開催	10月14日	運営委員会自主活動として労福協と共同でアニメ祭を開催。収益金を活用し、「災害体験VRゴーグル1台」「ダンボールベッド9台」を松本市へ寄贈。
	ろうきんCUP 少年少女サッカー大会の開催	9月28日	運営委員会自主活動として小学2年生以下を対象としたサッカー大会を開催。12団体14チームが参加。
小諸支店	飯綱山公園草刈り活動の実施	6月29日/ 10月20日	小諸支店として飯綱山公園の桜の木の一部を管理しており、年2回草刈り活動を実施。
	地域のお祭りへの参加	8月3日	運営委員会自主活動として、小諸市民祭り「ドカンショ」へろうきん連として参加。
	小諸市社会福祉協議会 タイアップセミナーの実施	10月24日	小諸地域に住む60代以上の方に向けて、年金の受取や資産管理方法、健康保険の選択方法等、お金の賢い付き合い方に関するセミナーを実施。
駒ヶ根支店	チャリティーアニメ映画祭の開催	10月20日	運営委員会自主活動として伊那支店と合同でアニメ祭を開催。収益金を活用し、飯島町学童クラブへロッカーを寄贈。
	フードドライブの取組み	10月1日	青年女性委員会の活動としてフードドライブを実施し、食料品等119点を宮田村社会福祉協議会へ寄贈。
中野支店	チャリティーアニメ映画祭 「ふあみフェス2024」の開催	10月5日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を実施。収益金を山ノ内町・野沢温泉村・木島平村・栄村の4自治体に「子供の育成に関する費用」として寄付。

支店	実施事項	開催日 (開催期間)	具体的な活動内容
更埴支店	「ピンクリボン運動」啓発活動の実施	9月24日	運営委員会自主活動として、千曲市内杭瀬下商店街の街路灯にピンクリボン啓発フラッグを掲げ、ピンクリボン運動を地域に広める活動を実施。
	チャリティーろうきん親子アニメ祭りの開催	11月16日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金で絵本（93冊）を購入し、千曲市・坂城町の全保育園（22園）へ寄贈。
	棚田米耕作と棚田米の寄贈	6月1日～10月12日	千曲市「姨捨棚田貸します制度」へ参加し、米作りを実施。収穫した棚田米は、坂城町社会福祉協議会（フードバンク）及び千曲市かみとくま食堂（子ども食堂）へ寄贈。
茅野支店	チャリティーアニメ映画祭の開催	10月19日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を活用し、原村教育委員会へ野球用品（グローブ・ボール）と絵本を寄贈。
	フードドライブの取り組み	10月1日～10月31日	運営委員会自主活動としてフードドライブを行い、茅野市・富士見町・原村の各社会福祉協議会に対して食品等、総品数258点を寄贈。
塩尻支店	チャリティー親子アニメまつりの開催	9月21日	運営委員会自主活動としてアニメ祭を開催。収益金を活用し、図書カードを購入し塩尻市と朝日村の小中学校へ寄贈。
	子ども向けイベント「こどもしおじり」への参画	2月8～9日	塩尻市主催の子供向けイベント（就労、納税、消費を疑似体験し社会の仕組みを学ぶ）に参画。
あづみ野支店	地域のお祭りへの参加	7月26日	運営委員会自主活動として「あづみ野祭り」へ参加。
	チャリティーアニメ映画祭の開催	12月14日	運営委員会自主活動として、労福協と共同でアニメ祭を実施。収益金を社会福祉協議会へ寄付。
	保育園への寄贈	2月3日	青年女性委員会員の活動として、絵本の寄付を呼びかけを行い、50冊の絵本を保育園へ寄贈。

(上記活動は全て2024年度内のものとなります。)

<伊那支店>児童クラブへの玩具の寄贈



<須坂支店>「信州須坂ランニングフェス」へのボランティア参加



<福島支店>学童軟式野球大会の開催



<松本支店>ろうきんMATSUMOTOサッカー大会の開催



<小諸支店>地域のお祭り「ドカンショ」への参加



<駒ヶ根支店>社会福祉協議会へのフードドライブの寄贈



<更埴支店>子ども食堂への「棚田米」の寄贈



<あづみ野支店>地域のお祭り「あづみ野祭り」への参加



3. 自然災害に係る取組み

当金庫では自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた方への支援の取組みとして、以下の取組みを行っております。

1 融資関連取引の特別措置

被災された方々の早期生活安定と災害復旧をはかるため、被災された方またはその親族の方を対象とした「災害救援ローン」のお取扱いをしています。詳細は店頭までお問い合わせください。

2 振込手数料免除措置の実施

当金庫が指定する災害義援金口座への送金にかかる振込手数料の無料化を実施しています。

4. 各地方自治体との連携活動

各地方自治体と連携し、「市町村協調融資制度」を実施しています。

詳細は店頭までお問い合わせください。

5. 障がいをお持ちの方とお取引等について

障がいをお持ちのお客様に対する各種手数料の無料化※を実施しています。また、全店舗において車椅子使用者用の記帳台を設置しています。

※無料となる手数料の詳細は、36・37ページの手数料一覧をご覧ください。

6. 職業訓練者支援活動

優れた技能者を育成するためのサポートを目的として「技能者育成資金融資」を取扱っています。また、雇用保険を受給できない求職者の方の職業訓練受講期間中の生活支援を目的として「求職者支援資金融資」を取扱っています。

詳しくは、店頭までお問い合わせください。

7. 次世代特例認定マーク「プラチナくるみん」の取得について

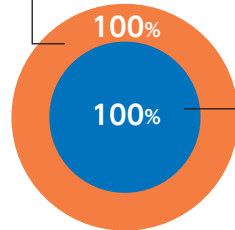
当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備に向けた「行動計画」を策定・推進し、一定の基準を満たした企業に認定される特例認定「プラチナくるみん」を2016年6月に取得いたしました。

今後も引き続き、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進するとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりに取り組んでまいります。



2024年度_育休等取得率

2024年度の男性職員の
配偶者出産休暇取得率



2024年度の男性職員の
育児休業取得率



8. 健康経営優良法人認定

当金庫は、2025年3月、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」の認定、及び優良な上位500法人のみに与えられる「ホワイト500」に認定されました。

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。

引き続き職員が健全で健康的に働くことのできる職場環境をつくり、職員の健康保持・増進に向けた取組みを行ってまいります。



9. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を遵守した取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動原則として環境省が主導して策定されているものです。当金庫も本原則の主旨に則り、環境金融への積極的な取組みを実施しています。

10. 女性職員のさらなる活躍に向けた職場環境づくり

当金庫は、女性が管理職として活躍し、男女ともに仕事と育児を両立しながらキャリア形成できる雇用環境の整備に向けて、女性活躍推進法に基づき「第4期女性活躍推進法行動計画」を策定し、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

○女性の割合（2025年3月末時点）

・職員に占める女性職員の割合	45.7%
・係長職に占める女性職員の割合	30.6%
・管理職に占める女性職員の割合	3.2%
・役員に占める女性の割合	5.9%

○平均継続勤務年数

男性	女性	差異
18年	14年	4年

2025年7月1日現在

サービスのご案内

ATM利用手数料 還元サービス	他金融機関ATMでのお引出しにかかる手数料の全額をキャッシュバック！ 都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビニのATM・CD、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATMを利用してお引出しされた場合の手数料は、お引出しの直後にお客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックされます。
キャッシュサービス	ろうきんキャッシュカードがあれば、全国の〈ろうきん〉をはじめ、MICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン銀行、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATM・CDで預金のお引出しができます。
自動支払いサービス	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金やクレジットカードのご利用代金、各種保険料、県営住宅家賃などを普通預金（総合口座）から自動的にお支払いしますので、集金・払込みの煩わしさがなくなります。
入金ネット提携サービス	全国の〈ろうきん〉・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行のATMでは手数料がかかることなくカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関のATMでもカードによる入金が手数料なしでできます。
ろうきんUCカード	日本で、海外で、サインひとつでショッピングが楽しめる便利なカード。 UCマスターとUC-VISAの2種類のカードをご用意しています。
デビットカードサービス	現在お持ちの“ろうきんキャッシュカード”を「J-Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）で、そのまま買い物や飲食代、税金のお支払いにご利用いただける他、キャッシュアウト加盟店ではキャッシュアウトがご利用いただけます。
Pay-easy（ペイジー） 口座振替受付サービス	ろうきんキャッシュカードを使用し、口座振替依頼書のご記入・お届けなしで口座振替のお申し込みが行えるサービスです。 Pay-easy（ペイジー）口座振替サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でご利用いただけます。手数料はかかりません。
ネット口座振替 受付サービス	口座振替のお申し込みが、口座振替依頼書のご記入、お届けなしで、インターネットから行える便利なサービスです。
年金自動受取り	厚生年金・国民年金をはじめ、各種共済年金などもお客様の口座に自動的に振込まれますので、早く確実に受取りいただけます。
公金収納サービス	県民税・市町村民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税等の公金納付を取扱っています。
定額自動送金サービス	定例的に一定額を普通預金口座から引き落とし、あらかじめ指定された口座（全国のろうきん本支店・他金融機関）に送金します。
投信定時定額買付サービス	一度手続きいただければ、投資信託を定期的に自動的にご購入いただけるサービスです。
インターネットバンキング 投資信託	インターネットを通じて、投資信託のご契約等いただけるサービスです。
ろうきんアプリ	お持ちのスマートフォンで普通預金残高、入出金明細の確認や税金の払込ができ、自宅にいないが金融サービスをご利用いただくことができるアプリケーションです。また、当金庫ホームページ及びろうきんダイレクト（インターネットバンキング）へ簡単にアクセスできます。
スマホ決済サービス	スマートフォンなどで買い物やサービスの利用ができるお支払い方法です。スマートフォンのアプリでQRコード等を読み取る（読み取ってもらう）ことで決済することができます。現在ろうきんでは、複数のスマホ決済サービスと連携しており、新規口座登録及びチャージ機能がご利用いただけます。

01 **いつでも・どこでも 3うきんアプリ**

いつでも・どこでも スマホでチェック

紙の通帳と同じように明細が確認できる

かんたん通帳のご利用でスマホが通帳に！

税金・公共料金の支払いもスマホのカメラ機能でかんたんに！

ろうきんにお届けの住所・電話番号等を変更

02 **インターネットバンキング(3うきんダイレクト)**

アプリにプラスでフル活用！来店不要で各種お手続きができる！
振込手数料が窓口やATMでのお手続きよりもおトク

振込

財形貯蓄・エース預金の支払い

税金・公共料金の支払い

定期預金の作成

投資信託の購入・解約

ローンの繰上返済

ろうきんダイレクトのお申込みはこちら

※お勤め先によって、一部商品・サービスの取扱いができない場合があります。 ※一部商品・サービスをご利用いただくには、別途ご契約が必要な場合があります。 ※ローンの繰上返済は元金均等返済を除きます。

預金商品・資産運用商品のご案内

2025年7月1日現在

預金商品

■ 毎日の暮らしをサポートする便利な預金

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
総合口座	—	「貯める・受取る・支払う・送金する・借りる」の機能をセットした便利な口座。
流動性預金	普通預金	給与振込・年金等の受取り口座や公共料金・クレジット等の自動支払いなど日常生活にご利用いただける預金。 ●普通預金には、通帳不発行口座の普通預金もございます。通帳を発行せずキャッシュカードでのお取引となります。お取引内容は、利用手数料無料のろうきんダイレクト（インターネットバンキング）もしくはろうきんアプリにてご確認くださいませ。
	普通預金無利息型	預金保険制度により全額保護される普通預金。お利息はつきません。通帳不発行口座もご利用いただけます。
	貯蓄預金	お預け入れ残高に応じて、段階的に金利を設定する預金。

■ まとまった資金を安全な資産で運用

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
定期預金	スーパー定期預金	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金。
	自由金利型定期預金（大口定期預金）	
	ワイド定期預金（期日指定定期預金）	300万円未満の資金で、最長預入期間（3年）を定めて預け入れ、1年経過後の任意の日を1か月前までの指定により満期日とすることができる定期預金。
	変動金利定期預金	6か月ごとに金利が変動する定期預金。
	年金指定定期預金	年金受取口座をろうきんにご指定された方がご利用いただける定期預金。（お預け入れは300万円までです。）
	退職金専用定期預金	退職金お受取後18か月以内に100万円以上の退職金を当金庫へお預けいただける方にご利用いただける定期預金。
	退職者専用エース預金 マスターライフ100	退職金お受取後18か月以内に100万円以上の退職金等を当金庫へお預入れいただける方にご利用いただける定期預金。据え置き期間経過後、選択いただいた受取サイクル・回数で分割して受け取りいただけます。
	相続定期預金	当金庫・他金融機関の相続手続きにより、相続による預金払戻が発生してから1年以内に相続金をお預けいただける方がご利用いただける定期預金。
	虹の定期預金	ろうきんの財形預金を退職時に解約した金額の範囲内でのお預け入れいただける定期預金。
	資産運用セットプラン	投資信託購入相当額を上限として、定期預金と投資信託の同時お申込みの際にご利用いただける定期預金。（同時申込合計額20万円以上で、かつ定期預金申込額が総額の50%以下の金額の場合に限ります。）
	教育・子育て世代応援定期預金	ろうきん住宅ローン（不動産担保型）のご利用者（連帯債務者を含む）とその配偶者で、新生児から大学院までのお子様がいらっしゃる方がご利用いただける定期預金。（10万円以上のお預け入れが対象となります。）

■ 目標や夢にあわせて自由に、計画的に

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
財形預金	一般財形	積み立てを継続しながら、1年を経過すればお引出しが可能になる多目的な資金づくりに適した積立預金。
	財形住宅	住宅の新築・購入・増改築などのマイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立預金。
	財形年金	満60歳以降に年金タイプでお受取りいただく、将来に備えた私的年金資金づくりに最適な積立預金。
積立型	エース預金	「エンドレス型」「確定日型」「年金型」の3タイプがあり、ライフプランにあわせて自由に積み立ていただける預金。（「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。）
	わたしの積立 ろうきんchou-chou シリーズ	仕事に、家事に、育児に、毎日がんばって「はたらく」女性を応援するための女性専用積立預金。目的別に「フトゥール」「こども積立」「プリュス」の3タイプから選びいただけます。（こども積立は16歳以下のお子様の保護者の方であれば男性のお客様にもご利用いただけます。）

その他の預金

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
当座預金	—	代金決済に便利な小切手利用のための預金。
通知預金	7日以上	まとまった資金の短い期間の運用に適した預金。 (預入後7日間の据置が必要です。お引出しの場合は、お引出し日の2日前までにご連絡ください。)
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上で債権譲渡可能な定期預金。 (預金保険制度の対象外です。)

資産運用商品

*以下の商品はリスクが伴いますので、お申込みにあたっては契約締結前交付書面や目論見書をご覧ください商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

商品名	期 間	申込単位	特徴・留意点
国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客様を対象とした債券です。 ※ 長期利付国債・中期利付国債につきましては、新規お取扱いを終了いたしました。
	5年		
	3年		
投資信託	—	—	お客様の様々な資金運用ニーズにお応えするため、各種の投資信託商品をお取扱いしています。 値動きのある有価証券を中心に投資するため、高い収益が期待できる反面、価格変動や為替市場の変動などによって投資元本を割り込むことがあります。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	—	—	個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは、公的年金に上乗せする私的年金のひとつです。 加入者自らが掛金を拠出して、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っておりません。

生保窓販業務

業務	業務の概要
生保窓販業務	生命保険代理店として、「たんぽぽ α」の代理店業務を行っています。

お子さまのお父さま、お母さまにご契約いただけます！

ろうきん chou-chou こども積立

大抵のお子さまが将来の夢や希望を実現するために必要な資金を、毎月1,000円から積み立てることができます。

すこやかに成長していく、愛する我が子の未来のために、愛情込めて蓄える「確定日型」

「プレミアム金利」でお得に！
店頭金利に0.10%を上乗せ！

毎月1,000円からお積立ができます。

お子さまの習い事などに一部お支払いができます。

お子さまの成長に合わせて、お積立額の変更ができます。

ろうきん R 長野ろうきん

計画的な積立に

エース預金

積立定期預金

自由に選べる！
貯蓄の目的に合わせて3タイプ

銀行預金や自動車の購入に（エース流動）
無期・無償で引き出し可能！
エンドレス型

毎月のコファ（コファ）
毎月の返済額を自由に設定！
毎月の積立が簡単に！
確定日型

結婚資金や住宅の購入に（エース流動）
無期・無償で引き出し可能！
返済日や返済額を決めるお積立で、返済に余裕のある方にピッタリです。
年金型

将来に必要なセカンドライフ資金に（エース流動）
あらかじめ決めた返済日以後、年金として毎割でお引き出しいただけます。

ろうきん R 長野ろうきん

Enjoy Second Life

セカンドライフの充実に向けて

積立商品のご案内

退職金専用定期預金
退職金専用エース預金
「マスターライフ100」
年金指定定期預金

教育商品のご案内

教育専用セットプラン

結婚商品のご案内

「たんぽぽ α」
（生命保険会社・長野県労働金庫株式会社）

退職金・教育資金・結婚資金・セカンドライフ資金
お積立の目的に合わせて、お積立額をお決めください。

セカンドライフの充実に向けた商品・サービスのご提案をさせていただきます。
お近くのろうきんにご相談ください！

ろうきん R 長野ろうきん

2025年4月1日現在

融資商品等のご案内

2025年7月1日現在

ローンの種類		お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
カードローン	マイプラン	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	500万円		ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	マイプラン Web完結型	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	500万円		お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する商品です。
	教育ローン（カード型）	教育関係費用全般	2,000万円	20年以内 （貸越利用期間を含む）	在学期間中はご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただき、卒業後は証書貸付に切り替えて、元利金をご返済いただけます。
	Web契約 教育ローン（カード型）	教育関連費用全般	2,000万円	20年以内 （貸越利用期間を含む）	お客さまが融資の申込から実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する商品です。
	ろうきん chou-chou カード	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	50万円		女性専用商品。 ご利用限度額（極度額）の範囲で繰り返しご利用いただけます。
	ろうきん chou-chouカード Web完結型	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	50万円		お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する商品です。
無担保ローン	カーローン「車天狗」	車に関する費用	1,000万円	10年以内	車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。
	教育ローン（証書貸付型）	教育関係費用全般	2,000万円	20年以内	固定金利型は6年6か月を限度に元金据置方式（利息のみ返済）がご利用いただけます。
	無担保住宅ローン	新築、増改築及び土地購入等住宅資金	2,000万円	25年以内	住まいに関わる費用全般にご利用いただけます。
	多目的ローン	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金など	500万円	10年以内	ライフプランに合わせ、様々な目的にご利用いただけます。
	Web契約 無担保ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	200万円～2,000万円 （お使いみちにより異なります）	25年以内 （お使いみちにより異なります）	お客さまが融資申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する商品です。
	フリーローン	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	500万円	10年以内	お申込み簡単で、手続きスピーディー。
	ろうきん chou-chou YELL	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金、生活費、クレジットカードの借換は除きます。	200万円	10年以内	ひとり親世帯の方がご利用いただけます。
	ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 （お使いみちにより異なります）	25年以内 （お使いみちにより異なります）	「長野ろうきん」に事業体として出資し、会員加入いただいている生活協同組合の組合員の方及びその方と同一生計のご家族の方がご利用いただけます。 ※対象とする生活協同組合については、お近くの店舗へお問い合わせください。
	Web契約 ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費など	500万円～2,000万円 （お使いみちにより異なります）	25年以内 （お使いみちにより異なります）	お客さまが融資申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する商品です。ご利用対象者は通常のろうきん コープローンと同様です。
	福祉ローン	教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費、災害復旧に要する資金	500万円	10年以内	育児期間中の勤労者の方、ひとり親世帯の方、身障者手帳を保持している方、身体障がい者の方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得の方がご利用いただけます。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金及び当座の生活資金	2,000万円 （お使いみちにより異なります）	10年以内 （被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費については25年以内）	地震や台風などの自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
	無担保借換えローン「おまとめ君」	他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500万円～1,000万円	10年以内	会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。 ※一部商品については会員労働組合にご加入の組合員以外の方も利用可能となっています。
	継続支援融資制度「アシスト」	自動車・教育・住宅・冠婚葬祭・福祉・介護などの生活資金	100万円～200万円 （お使いみちにより異なります）	10年以内 （お使いみちにより異なります）	当金庫の多重債務支援スキームに則した負債整理を実施した場合、目的が明確な生活資金・住宅資金について融資を可能とする制度です。 会員労働組合にご加入の組合員の方の限定商品です。

ローンの種類		お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
無担保ローン	技能者育成 資金融資	職業能力開発総合大学校及び公 共職業能力開発施設等における 授業料等	職業能力開発施設 等発行の「確認書」 記載金額 (上限300万円)	据置期間 + 10年以内 ※据置期間＝ 訓練期間終了の 属する月+1か月	優れた技能者を育成するためのサポートと して、優秀な成績を修め、かつ経済的な理 由により職業能力開発総合大学校及び公共 職業能力開発施設等（以下、能開施設）の 行う職業訓練を受けることが困難な訓練生 のうち、能開施設の長から推薦のあった方 に対して、融資を可能とする制度です。
	求職者支援 資金融資	職業訓練受講中の生活資金	配偶者、子又は父 母等を有する方 120万円～240万円 それ以外 (単身者等) 60万円～120万円 (訓練期間により 異なります)	10年以内 (融資額50万円 未満は5年以内)	職業訓練受講中の生活維持をはかることを 目的とした融資制度です。
	就職内定者向け ローン	物品購入資金、旅行資金など	300万円	10年以内	長野県内に本社もしくは事業所を置く企業等 から内定を受け当該企業に就職を予定してい る新卒内定者の方がご利用いただけます。
有担保ローン	住宅ローン 	新築・増改築・土地購入・借換 えなど	1億円	40年以内	固定金利選択型、全期間固定金利型、全期 間変動金利型、ミックス型がございます。 ※随時返済手数料無料 ※団体信用生命保険(借入額全額)付
	住宅ローン  「ふわっと500」	上記のお使いみちに加え、他金 融機関でご利用中の無担保ロー ン借換や家電・家具等の家財購 入費（最高500万円） ※当金庫でご利用中の目的型無 担保ローンの借換も対象にな ります。（カードローン（教 育ローンカード型でカード利 用中を含む）、フリーローン、 負債整理資金を除く）			
	フラット35	新築、中古住宅購入、借換え	100万円～ 8,000万円	15年以上 35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用 した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復 旧工事費、被災による家財道具 購入費、傷病の入院・治療費、 災害復旧に要するその他生活資 金及び当座の生活資金	5,000万円	40年以内	自然災害に罹災された際の復興資金等とし てご利用いただけます。
	ろうきん リバースモーゲージ ローン	リフォーム費用、医療・介護費 用、他金融機関住宅ローン等の 借換資金など、生活資金全般	8,000万円	ご契約者さま がお亡くなり になるまで	お住まいの不動産を担保に、ニーズに合わ せてお借入れいただく商品です。毎月のご 返済はお利息のみで、元金につきましては、 ご契約者さまが亡くなられた際に、ご自宅 の売却資金によりご返済いただきます。
	NPOサポート ローン	NPO活動における運転資金・設備資金・つなぎ資金にご利用いただけます。			
	公的資金	住宅金融支援機構、日本政策金融公庫教育ローン			

共済代理業務及び損保窓販業務

業務	業務の概要
共済代理業務	こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」及 び「住まいる共済」の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓販業務	損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。



為替手数料

振込手数料（1件につき）

種 類			手数料	
			5万円未満	5万円以上
窓口	長野労金内	電信扱い	無 料	
	他労金あて	電信扱い		
	他行あて	電信扱い		
ATM ろうきんカード	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて			
ATM ろうきんカード以外 （※）	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて			
ろうきんダイレクト（個人） インターネットバンキング （自動振込サービス含む）	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて			
インターネットバンキング （団体向け） ファームバンキング	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて			

（※）長野労金のATMで労金カード以外による振込の場合、上記の該当する振込手数料に加えて、次の自動機利用手数料が必要になります。
平日8時45分～18時00分は110円
平日8時45分～18時00分以外の時間帯及び土曜・日曜・祝祭日・年末休日は220円

その他為替手数料（1件につき）

種 類		手数料	
		ろうきん内	他行あて
送金手数料		440円	660円
代金取立手数料		440円	普通扱い 660円 至急扱い 880円
その他	振込・送金の組戻料	660円	
	取立手形組戻料	660円	
	取立手形店頭呈示料	660円	
	不渡手形返却料	660円	

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。
※取立手形店頭呈示料は660円を超える場合には実費を申し受けます。
※支払場所となる店舗において直接口座に入金される小切手の代金取立手数料は無料となります。

発行手数料

発行手数料

種 類	手数料	
キャッシュカード	無 料	
ICカード	1枚につき	1,100円（※1）
各種証明書	1通につき	660円（※2）
出資金残高証明書	1枚につき	660円

※1 ICカードのシングルストライプのローンカードは無料となります。
※2 自動発行は440円、自動発行以外は660円となります。

紛失再発行手数料

種 類	手数料	
通帳・証書	1冊（枚）につき	1,100円
キャッシュカード	1枚につき	1,100円
ICカード	1枚につき	1,100円
出資証券	1枚につき	550円

※契約の証の再発行手数料は無料となります。
※キャッシュカードは教育ローン専用カード、chou-chouカード、マイプラン、ミニット、生き活きカードを含みます。

自動送金サービス（1件につき）

種 類	手数料
振替送金（長野労金内、他労金あて）	55円
為替送金（他行あて）	55円＋振込手数料（※）

※振込手数料については、他行あて5万円未満のお振込は242円、5万円以上は462円となります。

窓口両替手数料

窓口両替手数料（1回につき）

紙幣・硬貨の枚数 （持込または払出しいずれが多い方）	手数料
1～50枚	無 料
51～300枚	220円
301～500枚	330円
501～1,000枚	440円
1,001枚以上	660円＋1,000枚ごとに330円

※お手続きの内容に応じ、手数料が無料となる場合があります。
※記念硬貨及び汚損紙幣・硬貨の両替・交換は原則として無料です。
※その他、詳細につきましては窓口にお問い合わせください。

窓口硬貨取扱手数料

窓口硬貨取扱手数料（1回につき）

枚 数	手数料
1～50枚	無 料
51～300枚	220円
301～500枚	330円
501～1,000枚	440円
1,001枚以上	660円＋1,000枚ごとに330円

※硬貨の入出金及び振込資金に硬貨を含む場合に対象となります。ただし、個人口座への300枚以内の入金の場合は無料とします。（事業用硬貨は対象外です。また、300枚を超えた場合は取扱枚数分の手数料が必要となります。）
※その他、詳細につきましては窓口にお問い合わせください。

普通預金（通帳不発行型）手数料

切替手数料

切 替	手数料
通帳不発行型 → 有通帳型	1,100円
有通帳型 → 通帳不発行型	無 料

※有通帳型に切替えた場合、切替以前のお取引については通帳への記帳がされませんのでご注意ください。

カード利用手数料

■ カード利用手数料（当金庫のATMをご利用した場合の1件につき）

	利用日・時間 ^(※1)	ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード(MICS)	入金ネット加盟金融機関カード
		出金・入金	出金・入金	出金	入金
平日	8:45～18:00	無料	110円	110円	110円
	8:00～8:45		220円	220円	220円
	18:00～21:00		110円	220円	220円
土曜日	9:00～14:00		220円	220円	220円
	14:00～19:00		220円	220円	220円
日曜・祝日	9:00～19:00		220円	220円	220円

※1 CD/ATMは、店舗により稼働時間が異なります。
※2 関係法令に従い一部のお客様につきましては上記手数料が減額となる場合があります。

■ セブン銀行ATM利用手数料（ろうきんカードご利用時）

		7:00～19:00	19:00～7:00
預金のお引出し カードローンの お借入れ	平日	無料	110円
	土曜日		
	日曜・祝日		
預金のお預入れ カードローン返済 残高のご照会	平日	無料	
	土曜日		
	日曜・祝日		

※19:00～7:00はお引出し手数料が必要になりますが、即時、お客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックいたします。（セブン銀行ATMは、一部設置されていない地域・店舗があります。）

■ イーネット及びローソン銀行及びVIEW ALTTE（ろうきんカードご利用時）

	イーネット及びローソン銀行	VIEW ALTTE（ビューアルッテ）	手数料
預金等のお引出し	0:00～24:00 ^(※1)	始発～終電 ^(※2)	無料
預金等のお預入れ	0:00～24:00 ^(※1)	お取扱できません	
残高のご照会	0:00～24:00 ^(※1)	始発～終電 ^(※2)	

※1 店舗によりATMを設置していない場合や稼働時間等お取扱いが異なる場合があります。
※2 VIEW ALTTEにつきましてはカードローン（貸越）のお取扱いができません。

その他の手数料

■ 預金

種類	手数料
小切手帳発行手数料（1冊50枚綴り）	550円
自己宛小切手発行手数料（1枚につき）	550円
手形帳発行手数料（1冊50枚綴り）	約束手形 550円 為替手形 550円
マル専手形用紙代金（1冊）	550円

■ 融資

種類	手数料
不動産担保ローン（選択宣言）	会員労働組合にご加入の方 22,000円 会員労働組合に未加入の方 44,000円
リバースモーゲージローン取扱手数料	110,000円
不動産担保ローン（選択宣言）	固定金利選択型の特約期間中・全期間固定型 33,000円 変動金利適用期間中 ^(※2) 33,000円
融資条件変更手数料 ^(※1、※2)	5,500円
住宅ローン約定変更手数料 （長プラ連動型から労プラ連動型への変更）	5,500円
住宅取得資金年末残高証明書 再発行手数料 ^(※1、※3)	660円

※1 「ふわっと500」及び「ミックス型」については2契約でのお借入れになりますが、手数料は1契約分にて申し受けます。
※2 2023年4月以降にご利用いただいたローンに限ります。
※3 発行年度ごと手数料が必要となります。

■ 個人情報開示請求手数料

開示項目		手数料	
基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・会員組合（会員団体名）	依頼書1通につき	1,100円
	預金残高・借入残高	1口座1基準日毎	550円
加算手数料	取引履歴	1口座1か月 ^(※) 毎	550円
	その他	1項目毎	1,100円

※期間は暦月ベースで計算いたします。

36、37ページの手数料について

☆ 障がいをお持ちのお客様については、黄色網掛部分以外の個人取引の手数料が無料となります。くわしくは、店頭窓口にお問い合わせください。
☆ 上記の各種手数料には消費税（消費税率7.8%及び地方消費税率2.2%の合計消費税率10%）を含んでいます。
☆ 各種手数料及び上記に記載のない事務取扱手数料等につきましては、店頭窓口までお問い合わせください。

■ イオン銀行ATM利用（入金・支払）手数料（ろうきんカードご利用時）

曜日	時刻 ^(※)	手数料
月曜日	8:00～23:00	無料
火～金曜日	1:00～23:00	
土曜日 日曜日 祝日 12月31日～1月3日 5月3日～5月5日	8:00～21:00	

※ATMの稼働時間は、設置場所によりお取扱いが異なる場合があります。
※1月4日・5月6日の取扱時間は8:00からとなります。

■ その他

種類	手数料
保護預り手数料	封緘方法（保管袋1個当たり） 550円 公共債預り料（年間） 無料
未利用口座管理手数料（1口座につき）	1,100円
相続時口座照会手数料（1取引につき）	5,060円
ろうきんダイレクト利用手数料（年間）	無料
団体向けIB利用手数料（月額）	無料
インターネットFB利用手数料（月額）	無料
ファームバンキング利用手数料（月額）	無料
パスワード生成機追加発行・再発行手数料	1,650円
夜間金庫	基本料金（月額） 2,200円 取扱手数料（入金帳1冊） 3,300円
	小型（年間） 7,700円 中型（年間） 9,900円 大型（年間） 13,200円 カード再発行手数料 550円

※設置店舗は本店営業部、上田支店、飯田支店、諏訪湖支店、長野東支店となります。

長野県労働金庫の概要 ATMのご案内

ATM利用手数料還元サービス

ATM利用手数料還元サービスにより、他金融機関ATMでのお引出しにおける手数料の全額をキャッシュバックいたします。「お引出し」はお近くのATMをご利用ください。



『お引出し』はお近くのコンビニATMで

- 長野ろうきんのカードなら、全国のろうきんはもちろん、銀行・信用金庫・JA/バンクなどMICS加盟の提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニATM(セブン銀行・イーネット・ローソン銀行等)、イオン銀行、JR東日本の駅構内にあるビューカードATMがご利用いただけ、しかもお引出し手数料は即時、**全額をキャッシュバック**。つまり、お引出し手数料は実質**「無料」**です。(一旦、手数料をお預かりしますが、直後に全額ご返金いたします。)
- ※ 長野ろうきんのキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)、ローンカードがキャッシュバックサービスの対象となります。
- ※ ATMの設置場所及び利用時間については、各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ※ 毎月第1・第3月曜日の2:00~6:00、またハッピーマンデー前日の21:00~翌朝6:00は、定期システムメンテナンスのため、セブン銀行をはじめ、すべてのATMでろうきんのカードがご利用いただけません。
- ※ サービスの詳細は、店頭・ホームページでご確認ください。

店舗外ATMのご案内 (2025年7月1日現在)

※各営業店のATM設置場所については、39ページの各店舗の所在地をご覧ください。



■ 長野県庁ATM

土 日曜祝日
長野市大字南長野字幅下692-2



■ 諏訪市役所ATM

土 日曜祝日
諏訪市高島1-22-30

お取引内容・サービスのご案内

主なお取引内容		主なサービス内容	
● お預け入れ	● お引き出し	● 通帳記帳	● 通帳繰越
● お振込み	● 残高照会	● 暗証番号変更	
● 定期お預け入れ、ご解約		● 支払限度額減額変更	

※お振込みは当日振込時間(平日8:00~15:00)外は翌営業日の振込予約となります。
 ※通帳繰越は普通預金のみのお取扱いとなります。
 ※支払限度額変更は、引下げのみ可能です。
 ※お取引・サービス内容の詳細は窓口までお問い合わせください。

■ ATM営業時間

	平日	土曜日	日曜日・祝日
店舗ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
店舗外ATM	長野県庁ATM	8:45~19:00	9:00~19:00
	諏訪市役所ATM	8:00~19:00	9:00~19:00

※本店営業部のATMは平日21:00までご利用いただけます。
 ※次の店舗のATMは平日20:00までご利用いただけます。
 大町支店、上田支店、伊那支店、伊北出張所、須坂支店、諏訪湖支店、佐久支店、長野東支店、松本支店、更埴支店
 ※長野県庁・諏訪市役所の店舗外ATMは1/1~1/3休止。
 12/31は9:00~19:00となります。

店舗及びローンセンターのご案内

2025 DISCLOSURE

2025年7月1日現在

店舗のご案内

① 本店営業部



長野市県町523
TEL (026) 237-3737

② 本店営業部稲里出張所



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600

③ 長野東支店



長野市高田598-1
TEL (026) 241-1231

④ 須坂支店



須坂市馬場町1217-20
TEL (026) 245-1419

⑤ 中野支店



中野市三好町1-4-6
TEL (0269) 26-0222

⑥ 更埴支店



千曲市杭瀬下3-21
TEL (026) 273-2323

⑦ 上田支店



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 22-2218

⑧ 丸子支店



上田市長瀬2998-1
TEL (0268) 35-1122

⑨ 小諸支店



小諸市相生町3-1-1
TEL (0267) 22-4500

⑩ 佐久支店



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-4500

⑪ 松本支店



松本市本庄1-5-11
TEL (0263) 35-3111

⑫ 塩尻支店



塩尻市大門六番町3-13
TEL (0263) 53-5588

⑬ 大町支店



大町市大町3173-2
TEL (0261) 22-3113

⑭ あづみ野支店



安曇野市豊科4622-8
TEL (0263) 72-3222

⑮ 福島支店



木曽郡木曽町福島5335-2
TEL (0264) 22-2355

⑯ 諏訪湖支店



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 22-1000

⑰ 茅野支店



茅野市塚原1-14-40
TEL (0266) 72-2000

⑱ 伊那支店



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 72-7266

⑲ 伊那支店伊北出張所



上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL (0265) 70-6880

⑳ 駒ヶ根支店



駒ヶ根市赤穂10747-6
TEL (0265) 82-6555

㉑ 飯田支店



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 22-4100

長野県労働金庫 本部

長野市県町523
TEL (026) 237-3700

インターネット長野支店

長野市県町523
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>
(金庫ホームページアドレス)

※当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

店舗及びローンセンターのご案内

2025年7月1日現在

ローンセンターのご案内

県内8か所に展開するローンセンターでは、経験豊かな専門スタッフが、住宅・土地購入資金、リフォーム、住宅ローンの借換、カーローン、教育資金、返済計画の見直しなど、あらゆるローンに関するご相談にお応えします。

■ ローンセンター長野東 ■ ローンセンター稲里 ■ ローンセンター上田 ■ ローンセンター佐久 ■ ローンセンター松本



長野市高田598-1
TEL (026) 263-3688



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 29-8800



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-8591



松本市本庄1-5-11
TEL (0263) 34-0088

■ ローンセンター諏訪湖 ■ ローンセンター伊那 ■ ローンセンター飯田



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 24-8080



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 77-0023



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 48-8188

営業のご案内

営業時間		定休日
平日	9:00～15:00	● 祝日及び振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業） ● 年末年始（12月31日～1月3日） ● ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）
土・日曜日	9:00～15:00	

※大町支店、丸子支店、福島支店、駒ヶ根支店、中野支店、伊那支店伊北出張所につきましては、11:30～12:30の間は窓口休業時間となります。なお、店舗ATMの稼働時間に変更はございません。

※土・日曜日の営業はローンセンターのみとなります。

※最新の情報は最寄りの店舗もしくは当金庫ホームページにおいてご確認ください。

店舗のご案内MAP

中信地区

- 11 松本支店（ローンセンター松本）
- 12 塩尻支店
- 13 大町支店
- 14 あづみ野支店
- 15 福島支店

南信地区

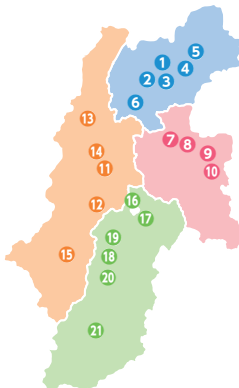
- 16 諏訪湖支店（ローンセンター諏訪湖）
- 17 茅野支店
- 18 伊那支店（ローンセンター伊那）
- 19 伊那支店伊北出張所
- 20 駒ヶ根支店
- 21 飯田支店（ローンセンター飯田）

北信地区

- 1 本店営業部
- 2 本店営業部稲里出張所（ローンセンター稲里）
- 3 長野東支店（ローンセンター長野東）
- 4 須坂支店
- 5 中野支店
- 6 更埴支店

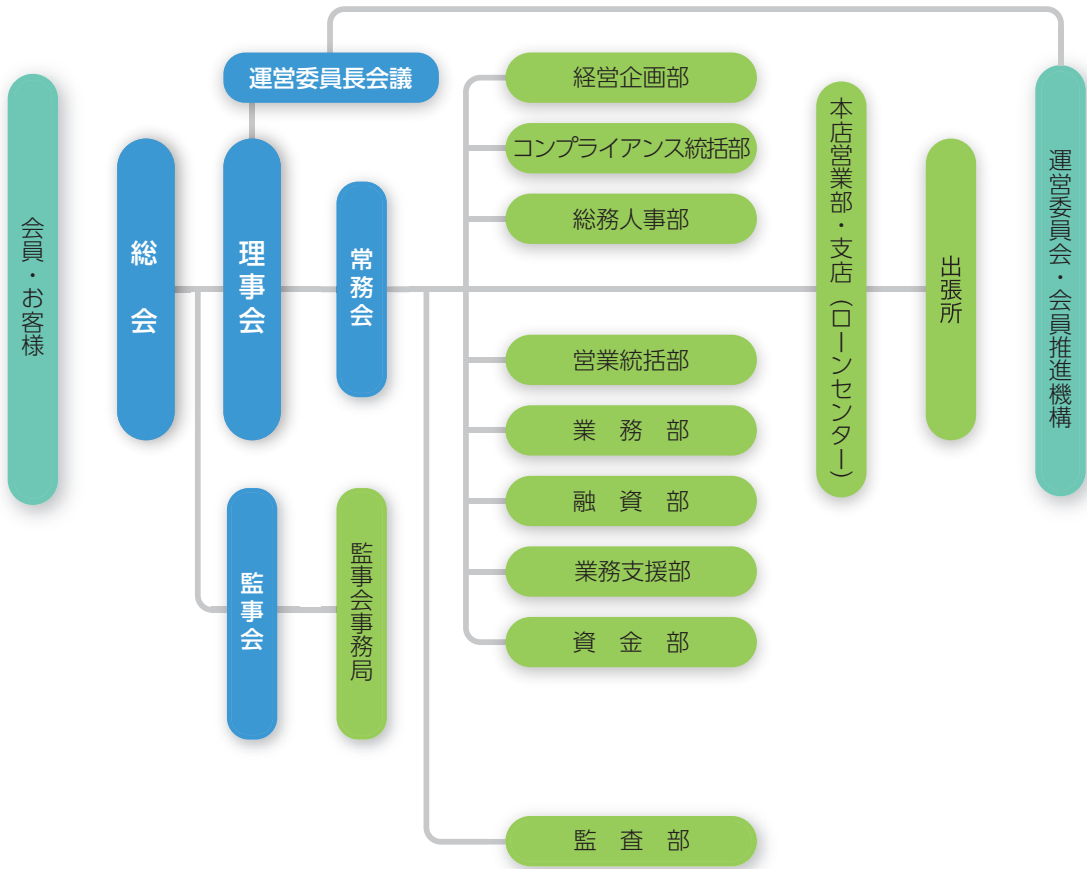
東信地区

- 7 上田支店（ローンセンター上田）
- 8 丸子支店
- 9 小諸支店
- 10 佐久支店（ローンセンター佐久）



2025年7月1日現在

組織



役員

(役職・氏名・所属団体の順に記載しております)

理事長	西澤 忠司	自治労長野県本部	理事	濱 章義	TPR労働組合
専務理事	宮沢 彰	員外	理事	町田 正樹	全日本運輸産業労働組合長野県連合会
常務理事	伊藤 治彦	員外	理事	村田 由紀子	伊那市職員労働組合
常勤理事	垣崎 賢一	員外	常勤監事	松井 竜矢	員外
理事	太田 章一	山洋電気労働組合上田支部	監事	伊藤 健太	富士電機パワーセミコンダクタ労働組合大町支部
理事	小倉 康男	JAM甲信	監事	大石 広樹	NTT労働組合北関東信越総支部長野分会
理事	風間 拓也	電機連合長野地方協議会	監事	大矢 美奈子	長野県医療労働組合連合会
理事	杉田 昌則	員外	監事	小林 和彰	員外
理事	須田 雄一	カヤバ労働組合			

常勤役員等の兼職

労働金庫法第35条（兼職または兼業の制限）第1項における内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて兼職を行っている常勤役員はおりません。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

沿革・歩み

年	月	事項
1951年 (S26)	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
1952年 (S27)	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
	4月	第1回通常総会
1953年 (S28)	10月	労働金庫法施行
1954年 (S29)	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
	7月	預金量1億円突破
1961年 (S36)	12月	預金量10億円突破
1967年 (S42)	11月	ろうきん奨学会設立
1970年 (S45)	8月	NCR42号機導入(普通預金初の機械化)
1971年 (S46)	7月	預金量100億円突破
1972年 (S47)	1月	全国労金統一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
1977年 (S52)	12月	長野県収納代理金融機関の指定
1981年 (S56)	8月	全店でオンラインスタート
	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
1982年 (S57)	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
	7月	CD全店で稼働開始
1984年 (S59)	9月	全銀データ通信システムへ加盟
1987年 (S62)	9月	マイプラン取扱開始
1988年 (S63)	4月	国債窓販業務取扱開始
1989年 (H 元)	7月	預金量2,000億円突破
1990年 (H 2)	7月	全国キャッシュサービス(MICS)加入
	2月	カーローン「車天狗」特別キャンペーン
1991年 (H 3)	5月	「サンデーバンキング」スタート
	7月	融資量1,000億円突破
	11月	「ろうきんビル」オープン
1992年 (H 4)	5月	全国統一オンラインシステム(ユニティ)移行
1994年 (H 6)	12月	預金量3,000億円突破
1995年 (H 7)	6月	固定・変動選択型住宅ローン「選択宣言」発売
	8月	融資量1,500億円突破
1996年 (H 8)	4月	「ホリデーバンキング」スタート
1998年 (H10)	4月	「ローンセンター長野」オープン
	9月	融資量2,000億円突破
1999年 (H11)	1月	郵便局ATMとのオンライン提携スタート
	10月	投資信託窓口販売業務の開始
2000年 (H12)	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始 デビットカードサービスの開始
	10月	「ローンセンター松本」オープン
		創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
2001年 (H13)	6月	創立50周年記念式典 預金量4,000億円突破 NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
	10月	インターネットバンキングのサービス開始
2002年 (H14)	10月	「ローンセンター上田」オープン
2003年 (H15)	5月	ユニティ新システムスタート
2004年 (H16)	1月	MPN(ペイジー)スタート
	6月	セブン銀行とのATM提携
	9月	「ローンセンター松本」移転オープン
	10月	「ローンセンター稲里」オープン
2005年 (H17)	3月	ろうきん法人版インターネットバンキング・ 個人向け国債取扱開始 決済用預金(普通預金無利息型)取扱開始
	4月	「フラット35」取扱開始
	10月	ローンセンター長野・上田・松本 日曜・祝日営業開始 住宅ローン「全期間固定金利型」(20年以内まで)取扱開始
		ろうきん住宅ローン総合保険取扱開始
2006年 (H18)	1月	四業態相互入金業務提携制度開始
	5月	「年金指定定期預金」発売
	6月	投資信託全店取扱開始 「ローンセンター佐久」オープン ICカード取扱開始
	7月	「災害救援ローン」取扱開始
2007年 (H19)	4月	「NPOサポートローン」取扱開始 投資信託「定時定額買付サービス」取扱開始
	6月	住宅ローン「全期間固定金利型35年以内」取扱開始
	7月	フリーローン「MATCH」取扱開始
		継続支援融資「アシスト」取扱開始

年	月	事項
2008年 (H20)	4月	住宅ローン「保証料0宣言」取扱開始
	5月	「お客さま相談窓口」開設
	9月	「伊那支店」新築移転 「ローンセンター伊那」オープン イオン銀行とのATM相互提携取扱開始
	11月	「天狗4兄弟」取扱開始
	12月	「就職安定資金融資」取扱開始
2009年 (H21)	1月	「長野県勤労者生活資金緊急融資」取扱開始
	4月	全労済共済代理業務開始
	7月	預金量5,000億円突破
	9月	住宅ローン「全期間変動金利型」取扱開始
2010年 (H22)	12月	融資量3,000億円突破
	2月	ATM利用手数料還元サービス開始
	3月	「上田支店」「ローンセンター上田」新築移転
	10月	「諏訪湖支店」「ローンセンター諏訪湖」オープン
2011年 (H23)	5月	「長野東支店」「ローンセンター長野東」新築移転
	8月	障がいをお持ちのお客さまに対する各種手数料の無料化開始
	10月	「飯田支店」新築移転 「ローンセンター飯田」オープン 「求職者支援資金融資」取扱開始
	11月	創立60周年記念事業展開
	6月	創立60周年記念式典
2012年 (H24)	10月	「相続定期預金」取扱開始 「教育・子育て世代応援ローン」取扱開始
	11月	カードローン「マイプラン」リニューアル
2013年 (H25)	6月	「コープローン」取扱開始
	10月	わたしの積立ろうきん「chou-chouシリーズ」取扱開始
2014年 (H26)	1月	アール・ワンシステム移行完了
	9月	ろうきんビジョンの公表
2015年 (H27)	1月	「夫婦連生団信」取扱開始
	4月	「教育・子育て世代応援定期」取扱開始
	7月	預金量6,000億円突破
	8月	女性向け専用ローンろうきん「chou-chouカード」 ろうきん「chou-chouYELL」発売
	9月	教育ローン「カード型」発売
	10月	ローンセンターの営業日・営業時間統一
2016年 (H28)	2月	住宅ローン「ふわっと500」取扱開始
	3月	コンビニATM等提携拡大
	4月	長野ろうきん「こども基金」取組み開始
	5月	「小諸支店」新築オープン
	6月	NPO自動寄付システム取扱開始
	10月	就職内定者向けローン取扱開始
	11月	「大町支店」新築移転
	1月	100年続く 長野ろうきんビジョン制定 「個人型確定拠出年金(iDeCo)」利用対象者の拡大
2017年 (H29)	8月	インターネットバンキング投資信託取扱開始
	11月	「ローンセンター松本大手」オープン フリーローン(Web) 取扱開始
2018年 (H30)	1月	無担保住宅ローン取扱開始
	10月	長野県立大学留学資金支援融資取扱開始
	12月	車天狗(Web完結型) 取扱開始
2019年 (H31)	4月	福島支店リニューアルオープン
	6月	「会員協働教育融資制度」取扱開始
2019年 (R 元)	10月	ろうきんアプリ取扱開始 ろうきんカードローン 「マイプランWeb完結型」取扱開始
	11月	退職者専用エース預金 「マスターライフ100」取扱開始
	4月	預金量7,000億円突破 「新型コロナウイルス緊急生活応援融資」取扱開始
2020年 (R 2)	4月	「ろうきん後見制度支援預金」取扱開始
	11月	創立70周年記念事業展開
2022年 (R 4)	4月	「Web契約」カーローン車天狗／教育ローン／ 無担保住宅ローン／多目的ローン／教育・子育て 世代応援ローン取扱開始
	10月	全営業部店にMLA(マネーライフアドバイザー) を配置
2023年 (R 5)	1月	「たんぽぽ認知症年金保険(たんぽぽプラス)」 取扱開始
	3月	融資量4,000億円突破
	9月	住宅ローン「ミックス型」取扱開始
2024年 (R 6)	3月	「リバースモーゲージローン」取扱開始
	5月	「松本支店」「ローンセンター松本」新築移転
2025年 (R 7)	2月	「たんぽぽα(アルファ)」取扱開始

全国労働金庫の概況

(2025年3月末現在)
(単位:百万円)

金庫数	13金庫	金庫名	預金残高	融資残高
店舗数	588店舗	北海道	1,089,317	866,763
出資金	967億円	東北	2,273,321	1,453,232
会員数	97,488会員	中央	6,891,345	4,760,949
うち、団体	47,052会員	新潟県	899,658	390,383
うち、個人	50,436会員	長野県	772,485	440,427
間接構成員数	12,025,461人	静岡県	1,279,931	1,042,340
常勤役員数	106人	北陸	823,189	520,461
職員数	10,934人	東海	2,223,286	1,806,486
		近畿	2,369,455	1,544,583
		中国	1,301,960	884,640
		四国	649,222	423,041
		九州	2,098,701	1,536,778
		沖縄県	344,098	274,202
		合計	23,015,972	15,944,292

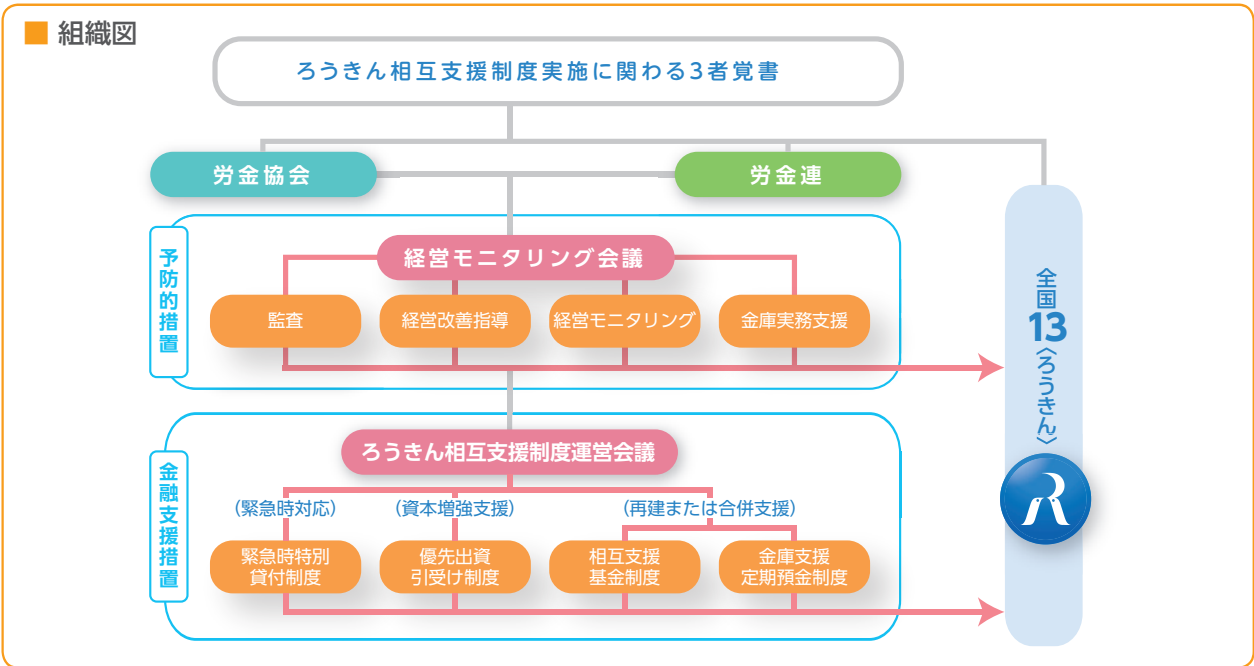
* 預金残高は譲渡性預金を含みます。

ろうきん業態セーフティネット

ろうきんでは、業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営を支援します。



2025

ディスクロージャー誌 財務データ

～経営状況～

●貸借対照表	45
●損益計算書	46
●剰余金処分計算書	46
●経営指標	50
●自己資本比率	50
●預金	61
●預金及び貸出金にかかる指標	61
●貸出金	62
●資産査定に係る各種基準の比較	63
●金融再生法開示債権の状況	64
●会員・出資金	65
●有価証券に関する指標	65
●有価証券の時価情報	66
●金銭の信託の時価情報	67
●デリバティブ取引等	67
●窓口販売・職員の状況等	67
●報酬等に関する事項	68

当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

連結対象となる会社等を保有していないため、連結情報はありません。

●金額、比率の表示方法

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
(ただし、「労働金庫法開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」については、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 増減額は各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	2023年度末	2024年度末
現金	4,790,991	6,108,350
預け金	115,366,577	108,382,867
買入金銭債権	631,018	553,065
金銭の信託	447,563	924,331
有価証券	307,061,913	287,762,537
国債	45,041,620	39,926,050
地方債	392,720	374,980
社債	191,814,864	187,566,787
投資信託	32,362,141	29,367,295
株式	508,301	409,655
外国証券	36,131,578	29,690,546
その他の証券	810,689	427,222
貸出金	418,342,384	440,427,640
手形貸付	4,159,590	3,940,980
証書貸付	399,465,047	421,767,121
当座貸越	14,717,746	14,719,538
その他資産	5,514,658	5,450,656
未決済為替貸	4,026	17,871
労働金庫連合会出資金	3,900,000	3,900,000
前払費用	14,326	15,428
未収収益	1,302,565	1,357,980
その他の資産	293,740	159,375
有形固定資産	3,722,042	3,833,499
建物	1,441,900	1,899,711
土地	1,582,217	1,472,870
建設仮勘定	395,629	—
その他の有形固定資産	302,295	460,918
無形固定資産	35,424	32,492
ソフトウェア	35,247	32,383
その他の無形固定資産	176	109
前払年金費用	228,293	—
債務保証見返	18,147	9,252
貸倒引当金	△4,310	△3,903
(うち個別貸倒引当金)	(—)	(—)
合計	856,154,705	853,480,791

(単位：千円)

負債の部及び純資産の部	2023年度末	2024年度末
預金積金	760,826,382	763,473,142
当座預金	15,400	5,022
普通預金	219,671,727	225,946,176
貯蓄預金	190,375	195,217
別段預金	185,603	289,158
定期預金	540,763,275	537,037,568
譲渡性預金	6,281,852	9,011,977
借入金	30,000,000	30,000,000
その他負債	1,753,939	1,389,245
未決済為替借	3,786	6,042
未払費用	455,543	617,795
未払法人税等	332,560	160,344
前受収益	22,996	26,670
払戻未済金	3,302	5,025
払戻未済持分	1,350	386
資産除去債務	—	42,640
その他の負債	934,399	530,341
代理業務勘定	5,507	5,235
賞与引当金	190,619	203,560
役員賞与引当金	5,033	5,033
退職給付引当金	1,773,518	1,418,739
役員退職慰労引当金	63,657	73,182
睡眠預金払戻損失引当金	194,860	190,075
繰延税金負債	959,238	17,043
債務保証	18,147	9,252
負債の部合計	802,072,756	805,796,488
出資金	2,430,251	2,425,226
普通出資金	2,430,251	2,425,226
利益剰余金	50,889,808	51,635,382
利益準備金	2,433,552	2,430,251
その他利益剰余金	48,456,256	49,205,131
特別積立金	46,755,177	47,684,162
(特別積立金)	(5,300,000)	(5,300,000)
(機械化積立金)	(3,600,000)	(3,600,000)
(金利変動等準備積立金)	(14,600,000)	(14,600,000)
(配当準備積立金)	(230,000)	(230,000)
(経営基盤強化積立金)	(17,620,000)	(17,620,000)
(健全性確保積立金)	(5,310,000)	(6,210,000)
(地域社会活動準備積立金)	(90,000)	(120,000)
(圧縮記帳積立金)	(5,177)	(4,162)
当期末処分剰余金	1,701,079	1,520,968
処分未済持分	△82	—
会員勘定合計	53,319,977	54,060,608
その他有価証券評価差額金	761,970	△6,376,304
評価・換算差額等合計	761,970	△6,376,304
純資産の部合計	54,081,948	47,684,303
合計	856,154,705	853,480,791

損益計算書

(単位：千円)		
科 目	2023年度	2024年度
経常収益	9,122,185	9,807,776
資金運用収益	8,285,030	8,858,933
貸出金利息	5,172,871	5,389,630
預け金利息	415,422	510,665
有価証券利息配当金	2,592,454	2,853,823
その他の受入利息	104,282	104,813
役務取引等収益	273,285	284,805
受入為替手数料	74,348	83,887
その他の役務収益	198,936	200,917
その他業務収益	548,535	335,523
国債等債券売却益	42,086	35,635
金融派生商品収益	1,700	4,150
その他の業務収益	504,749	295,737
その他経常収益	15,333	328,514
貸倒引当金戻入益	—	407
株式等売却益	—	289,054
その他の経常収益	15,333	39,052
経常費用	7,361,826	8,619,334
資金調達費用	292,070	591,721
預金利息	291,612	588,700
譲渡性預金利息	457	3,020
役務取引等費用	1,330,706	1,438,777
支払為替手数料	338,049	353,778
その他の役務費用	992,656	1,084,998
その他業務費用	401,799	1,037,802
国債等債券売却損	107,368	234,384
国債等債券償還損	294,000	786,660
その他の業務費用	430	16,758
経費	5,333,947	5,458,632
人件費	3,125,933	3,117,179
物件費	2,007,288	2,073,737
税金	200,725	267,715
その他経常費用	3,302	92,400
貸倒引当金繰入額	528	—
株式等売却損	—	67,428
金銭の信託運用損	1,595	23,103
その他資産償却	46	103
退職手当金	182	44
その他の経常費用	950	1,721
経常利益	1,760,358	1,188,441
特別利益	—	96,999
固定資産処分益	—	96,999
特別損失	102,929	10,264
固定資産処分損	72,236	10,264
減損損失	30,692	—
税引前当期純利益	1,657,429	1,275,177
法人税、住民税及び事業税	421,090	274,328
法人税等調整額	21,908	22,609
法人税等合計	442,999	296,937
当期純利益	1,214,430	978,239
繰越金（当期首残高）	486,648	542,729
当期末処分剰余金	1,701,079	1,520,968

剰余金処分計算書

(単位：百万円)		
項 目	2023年度 (総会承認日2024年6月21日)	2024年度 (総会承認日2025年6月23日)
当期末処分剰余金	1,701	1,520
当期純利益	1,214	978
繰越金（当期首残高）	486	542
利益準備金取崩額	3	5
健全性確保積立金取崩額	—	1,200
圧縮記帳積立金取崩額	1	0
計	1,705	2,726
剰余金処分額	1,162	2,162
出資配当金	72	72
利用分量配当金	160	160
金利変動等準備積立金	—	1,900
健全性確保積立金	900	—
地域社会活動準備積立金	30	30
繰越金（当期末残高）	542	564

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2025年5月23日に監事の監査を受けております。また、同年6月23日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）を置き、2025年3月期の計算書類及びその附属明細書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく会計監査人による監査を受け、2025年5月21日に無限定適正意見の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類及びその附属明細書に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、この財務諸表そのものについては監査を受けておりません。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月24日

長野県労働金庫

理事長 西澤 忠司

●貸借対照表

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める固定資産等取扱細則に基づき定率法（ただし、1998（平成10）年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は以下のとおりです。
建 物 10年～39年
その他 5年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号 令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法です。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理。
(2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理。
(追加情報)
当金庫は、2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用381,331千円（退職給付債務の減少）が発生し、2024年度はこのうちの△22,698千円を計上しております。

- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
- 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、「受入為替手数料」は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。
役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 6,856,400千円
有形固定資産の圧縮記帳額 21,493千円
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 90,521千円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,100,063千円、危険債権額は2,307,512千円です。
なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権額
債権のうち、三月以上延滞債権額は68,423千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権額
債権のうち、貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、3,475,999千円です。
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 担保に供している資産
日銀資金供給見合い貸付にかかる借入、為替決済取引等の担保として預け金52,379,000千円を、先物取引証拠金の代用として有価証券400,000千円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金保証金10,149千円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 19,661円79銭
- 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、主にその他の目的で保有しております。有価証券は、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理計画に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利リスクや期間のミスマッチを総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎に理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する諸規程に従い管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理計画、資金運用計画に基づき、資金運用に関する諸規程に従い管理しております。
このうち、資金部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する管理諸規程に基づき管理しております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年間）により算出しており、2025年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,835百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して適切に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項
2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	108,382,867	107,687,876	△694,990
(2) 買入金銭債権	553,065	553,065	—
(3) 金銭の信託	924,331	924,331	—
(4) 有価証券			
その他有価証券(※1)	287,758,337	287,758,337	—
(5) 貸出金	440,427,640		
貸倒引当金(※2)	△3,903		
	440,423,737	436,931,275	△3,492,462
金融資産計	838,042,339	833,854,887	△4,187,452
(1) 預金積金	763,473,142	762,051,944	△1,421,198
(2) 譲渡性預金	9,011,977	9,006,868	△5,108
(3) 借入金	30,000,000	29,349,699	△650,300
金融負債計	802,485,119	800,408,513	△2,076,606

- ※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24—3項及び第24—9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。
※2 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産

- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 買入金銭債権
企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、情報ベンダー等から提示された価格によっております。
- (3) 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、コールローン及び金融機関預け金については、約定期間が短期間又は満期がなく、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
- (5) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

- (1) 預金積金及び (2) 譲渡性預金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (3) 借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	4,200
労働金庫連合会出資金 (※)	3,900,000
合計	3,904,200

※ 非上場株式、労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	40,970,267	67,412,600	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	14,600,000	109,959,110	34,836,033	109,064,152
貸出金(※2)	29,764,117	86,990,475	85,573,625	238,099,422
合計	85,334,384	264,362,185	120,409,658	347,163,574

- ※1 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。
※2 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	462,919,903	297,582,855	2,970,383	-
譲渡性預金	9,011,977	-	-	-
借入金	-	30,000,000	-	-
合計	471,931,881	327,582,855	2,970,383	-

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	365,836	206,075	159,761
	債券	11,114,981	11,005,391	109,589
	国債	3,075,000	3,004,951	70,048
	地方債	-	-	-
	社債	8,039,981	8,000,440	39,540
	外国証券	4,212,146	4,200,000	12,146
	投資信託	16,296,129	10,311,655	5,984,474
	その他の証券(※)	-	-	-
	小 計	31,989,092	25,723,122	6,265,970
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	39,619	40,665	△1,046
	債券	216,752,836	227,003,324	△10,250,487
	国債	36,851,050	39,407,620	△2,556,570
	地方債	374,980	400,000	△25,020
	社債	179,526,806	187,195,704	△7,668,897
	外国証券	25,478,400	25,795,309	△316,909
	投資信託	13,071,166	14,389,470	△1,318,303
	その他の証券(※)	980,288	1,008,540	△28,252
	小 計	256,322,310	268,237,310	△11,914,999
合計		288,311,403	293,960,432	△5,649,029

※その他の証券には、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	201,732	171,718	4,605
債券	3,723,610	27,500	215,822
国債	3,723,610	27,500	215,822
外国証券	1,160,552	7,820	5,454
投資信託	1,602,849	117,651	75,929
合計	6,688,743	324,690	301,812

29. 金銭の信託の保有目的別内訳

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	924,331	-

30. 有価証券の貸付
消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に14,787,700千円含まれております。

31. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は71,953,075千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは、21,819,522千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち50,133,553千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	3,368,034 千円
退職給付引当金	400,287
減損損失	284,520
減価償却限度超過額	160,161
賞与引当金	56,121
その他	184,895
繰延税金資産小計	4,454,021
評価性引当額	△2,686,397
繰延税金資産合計	1,767,623
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,771,826
資産除去債務	11,505
固定資産圧縮記帳積立金	1,334
繰延税金負債合計	1,784,667
繰延税金負債の純額	17,043 千円

33. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.57%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.28%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は6,407千円増加し、その他有価証券評価差額金は19,563千円減少し、法人税等調整額は13,155千円減少しております。

34. 重要な会計上の見振り

固定資産の減損

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
有形固定資産 3,833,499千円
減損損失 一千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見振りの内容に関する情報

有形固定資産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしております。資産グループ毎に、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資産の市場価額の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の判定を実施しております。減損の判定は、各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しております。将来キャッシュ・フローは財務シミュレーションに基づいて算出しております。

将来の経済情勢や経営環境等の変化により、資産グループのキャッシュ・フローが見積りよりも減少した場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

以上

●損益計算書

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 403円9銭
- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

以上

経営指標

●主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)					
項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	9,129	8,949	9,366	9,122	9,807
経常利益	1,610	1,437	1,548	1,760	1,188
当期純利益	1,203	1,060	1,145	1,214	978
純資産額	58,389	56,518	51,871	54,081	47,684
総資産額	806,544	810,849	823,366	856,154	853,480
預金積金残高	715,115	740,258	754,818	760,826	763,473
貸出金残高	390,245	392,883	400,793	418,342	440,427
有価証券残高	275,044	283,380	287,892	307,061	287,762
出資総額	2,441	2,436	2,433	2,430	2,425
出資総口数（口）	2,441,577	2,436,867	2,433,552	2,430,251	2,425,226
出資に対する配当金	73	73	72	72	72
職員数（人）	377	378	377	369	372
単体自己資本比率（％）	10.98	11.00	10.89	10.62	11.33

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算出しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

●主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、％)		
項 目	2023年度	2024年度
業務粗利益	7,082	6,411
業務粗利益率	0.85	0.75
業務純益	1,673	826
実質業務純益	1,673	826
コア業務純益	2,032	1,811
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	2,030	1,811
資金運用収支	7,993	8,267
役務取引等収支	△1,057	△1,153
その他業務収支	146	△702
資金運用勘定平均残高	830,705	848,838
資金運用収益（受取利息）	8,285	8,858
資金運用収益増減（△）額	△26	573
資金運用利回	0.99	1.04
資金調達勘定平均残高	783,907	803,089
資金調達費用（支払利息）	292	591
資金調達費用増減（△）額	2	299
資金調達利回	0.03	0.07
資金調達原価率	0.72	0.76
資金利鞘	0.27	0.28
総資産経常利益率	0.20	0.13
総資産当期純利益率	0.14	0.11
総資産業務純益率	0.19	0.09
純資産経常利益率	3.26	2.50
純資産当期純利益率	2.25	2.06
純資産業務純益率	3.10	1.74

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（又は取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
6. 利益率・純益率

総資産（純）利益率 = $\frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$
（又は純益率）

純資産（純）利益率 = $\frac{\text{（純）利益（又は純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$
（又は純益率）

自己資本の充実の状況

1. 単体自己資本比率

(単位：％)		
項 目	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
単体自己資本比率（国内基準）	10.62	11.33

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自己資本比率を算定しています（以下、「自己資本比率告示」といいます。）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っています（以下、「第3の柱告示」といいます。）。当期末（2024年度末）においては、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」を適用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1）－コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）＋（マーケット・リスク相当額の合計額）＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額（注4）}} \times 100$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労働金庫連合会への普通出資等の合計。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8％で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額。
4. 8％（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法
細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンがLTV比率の区分に応じて20～75％、住宅ローン以外の個人向けローンを45～100％です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。
LTV（Loan to Value）比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

② マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

③ オペレーショナル・リスク相当額の合計額の計算方法

標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

(注) 標準的計測手法
BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4％に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.33％ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

2. (単体) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	53,087	53,828
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,430	2,425
うち、利益剰余金の額	50,889	51,635
うち、外部流出予定額 (△)	232	232
うち、上記以外に該当するものの額	△0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	53,091	53,831
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	25	23
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	23
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	165	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	191	23
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	52,900	53,808
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	483,590	461,079
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,412	13,761
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	498,003	474,840
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.62	11.33

長野県労働金庫の財務データ

【用語解説】

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められています。算入できる項目は、普通出資、非累積の永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積の永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積の永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されています。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額又は2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用又は損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てています。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載していません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

（注1）相利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

（注2）BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

3. (単体) 定性的開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当期末（2024年度末）の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通	①発行主体：長野県労働金庫
出資	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,425百万円

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

当金庫の当期末（2024年度末）の自己資本比率は11.33%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しています。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っています。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3か年事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることで、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の有効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、常務会及び理事会に対する検討報告事項を設定し、定期的に報告を行っています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

③エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定

エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

<適格金融資産担保>

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自庫預金を「適格金融資産担保」としています。

担保については、適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に当たり、簡便手法を用いています。

<保証>

当金庫では、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている第三セクターに対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

資金運用関連の派生商品取引は与信限度枠を設定し、与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全是行っていない。また、リスク資本の割当についても行っていません。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、資金運用委員会で協議し、投資限度額等を設定し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

②信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を行っていないため、方針を策定していません。

③証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法により算出しています。

④証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めています。

⑤証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(7) CVAリスクに関する事項

①CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要

CVAとはCredit Valuation Adjustmentの略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

CVAリスク相当額は、簡便法を採用し算出しています。

②CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）

当金庫は、自己資本比率算出時においてCVAリスク相当額を算出し、その状況を確認するとともに、管理を行っています。

(8) マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④その他のリスク（人財リスク、有形資産リスク、評判リスク、外部委託リスク、業務継続リスク）に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理計画のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、統括部署である経営企画部がオペレーショナル・リスク全体の総合的管理を行い、各リ

スクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及び今後の対応については、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会で協議し、四半期毎に理事会に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しています。

（注）BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

②BIの算出方法

BI（事業規模指標Business Indicator）は、ILDC（金利要素Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素Services Component）、FC（金融商品要素Financial Component）により算出しています。

ILDCは「資金運用収益（有価証券利息配当金を除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しています。

③ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いています。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。

（10）出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「その他有価証券」については、「資金運用管理細則」にて対象商品、購入枠等を設定してリスクを限定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

また、時価を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「資産査定規程」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めています。

（11）金利リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的にALM委員会及び常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額であるΔEVE及び金利収益の変動額であるΔNIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBはΔEVE及びΔNIIを月次ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会に報告しています。

②金利リスクの算定方法の概要

1. 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.28年です。
- (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
- (3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定に当たり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や顧客年代別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しています。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っています。
- (4) 貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5) 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出したΔEVE及びΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。
- (6) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- (7) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末のΔEVEは11,466百万円（前期末比3,186百万円減少）となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、自己資本対比で21.31%です。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- (1) 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
- (2) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

4. (単体) 定量的開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	前期末 (2023年度末)		当期末 (2024年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	483,590	19,343	461,079	18,443
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	482,567	19,302	460,307	18,412
ソブリン向け (注4)	4,425	177	4,194	167
金融機関等向け	123,152	4,926	123,997	4,959
法人等向け	63,954	2,558	64,286	2,571
中堅中小企業等向け及び個人向け	228,007	9,120	146,619	5,864
抵当権付住宅ローン	39,457	1,578	95,862	3,834
事業用不動産関連向け	3,108	124	—	—
延滞エクスポージャー (注5)	869	34	4,250	170
その他 (注6)	19,592	783	21,096	843
証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)	64 (—)	2 (—)	57 (—)	2 (—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	958	38	713	28
リスク・スルー方式 (注9)	957	38	712	28
マンドート方式 (注10)	1	0	1	0
蓋然性方式 (250%) (注11)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注11)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%) (注12)	—	—	—	—
未決済取引			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)			—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)	14,412	576	13,761	550
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) + (C)	498,003	19,920	474,840	18,993

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
- エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しています。
- また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなります。
- なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返動定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値とし、前期末（2023年度末）については元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上延滞しているエクスポージャーにかかる数値としています。
6. 「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産、固定資産等です。

7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「リスク・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

リスク・スルー方式＝ $\frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$

10. 「マンドート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

マンドート方式＝ $\frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$

11. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%又は400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%又は400%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしています。
14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。
16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（※1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（※2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。（※1）粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。（※2）BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	14,412	13,761
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	576	550
BIの額		9,174
BICの額		1,100

長野県労働金庫の財務データ

(2) 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

●地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
国内	851,478	858,814	448,970	468,141	259,027	251,067	—	—	12,634	13,981	130,846	125,624	609	3,472
国外	29,870	28,230	10,395	9,732	18,497	17,365	—	—	935	1,087	43	45	—	—
合計	881,349	887,045	459,365	477,873	277,525	268,433	—	—	13,569	15,069	130,889	125,669	609	3,472

●業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
製造業	34,628	30,025	—	—	34,482	29,891	—	—	—	—	145	133	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	15	17	—	—	—	—	—	—	—	—	15	17	—	—
建設業	5,204	5,206	—	—	5,198	5,199	—	—	—	—	6	7	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	30,936	30,938	—	—	30,882	30,885	—	—	—	—	53	53	—	—
情報通信業	4,357	3,855	—	—	4,317	3,829	—	—	—	—	40	26	—	—
運輸業、郵便業	9,032	8,030	—	—	8,995	7,996	—	—	—	—	36	33	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	11,725	14,667	—	—	11,696	14,626	—	—	—	—	29	41	—	—
金融業、保険業	260,199	246,872	16,205	15,200	123,630	118,322	—	—	—	—	120,363	113,349	—	—
不動産業、物品賃貸業	17,966	19,954	—	—	9,903	11,204	—	—	8,038	8,716	24	32	—	—
医療、福祉	502	501	1	1	500	500	—	—	—	—	1	—	—	—
サービス業	2	16	—	—	—	—	—	—	—	—	2	16	—	—
国・地方公共団体	48,795	46,625	797	565	47,918	45,978	—	—	—	—	79	81	—	—
個人	442,655	462,362	442,360	462,105	—	—	—	—	—	—	295	257	609	3,472
その他	15,325	17,970	—	—	—	—	—	—	5,531	6,352	9,794	11,618	—	—
合計	881,349	887,045	459,365	477,873	277,525	268,433	—	—	13,569	15,069	130,889	125,669	609	3,472

●残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合 計		貸出金等取引 (注1、4)		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)	前期末 (2023年度末)	当期末 (2024年度末)
期間の定めのないもの	62,429	59,013	436	413	17,000	17,500	—	—	13,569	15,069	31,423	26,031
1年以下	88,884	91,377	45,248	44,552	16,977	14,599	—	—	—	—	26,657	32,225
1年超3年以下	137,861	160,612	69,756	68,434	30,333	55,225	—	—	—	—	37,771	36,952
3年超5年以下	149,676	125,983	39,451	40,799	75,188	54,723	—	—	—	—	35,036	30,460
5年超7年以下	49,364	47,864	34,367	35,706	14,996	12,157	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	59,952	72,585	48,229	49,867	11,722	22,718	—	—	—	—	—	—
10年超	333,180	329,608	221,875	238,099	111,305	91,508	—	—	—	—	—	—
合計	881,349	887,045	459,365	477,873	277,525	268,433	—	—	13,569	15,069	130,889	125,669

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、その他資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計とし、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのポートフォリオ別の計としています。
4. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「原契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しています。
5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)
一般貸倒引当金	3	4	4	3	—	—	3	4	4	3
個別貸倒引当金	5	—	—	—	5	—	0	—	—	—
合計	8	4	4	3	5	—	3	4	4	3

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

債務者の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)	前期 (2023年度)	当期 (2024年度)
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	5	—	—	—	5	—	0	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	5	—	—	—	5	—	0	—	—	—	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

長野県労働金庫の財務データ

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

（単位：百万円）

ポートフォリオの区分	CCF（注2）・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 （%）（注3）
	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	オン・バランス の額	オフ・バランス の額	信用リスク・ アセットの額	
現金	6,108	—	6,108	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	44,491	—	44,491	—	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,172	—	1,172	—	120	10.27
我が国の地方公共団体向け	967	—	967	—	—	0.00
国際開発銀行向け	800	—	800	—	160	20.00
我が国の政府関係機関向け	40,739	—	40,739	—	4,073	10.00
地方三公社向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	121,848	15,200	121,848	15,200	30,153	22.00
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,305	5,468	3,305	5,468	2,532	28.85
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	114,969	9	114,969	9	48,163	41.88
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	194,360	71,953	194,360	22,235	146,619	67.73
トランザクター向け	—	14,615	—	1,461	657	45.00
不動産関連向け	242,285	—	242,285	—	95,862	39.55
自己居住用不動産等向け	242,285	—	242,285	—	95,862	39.55
劣後債権及びその他資本性証券等	15,923	—	15,923	—	15,923	100.00
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	1,555	—	1,555	—	2,333	150.00
自己居住用不動産等向けが「ゾー」に係る延滞	1,916	—	1,916	—	1,916	100.00
取立未済手形	28	—	28	—	5	20.00
株式等	15,320	—	15,320	—	15,320	100.00
合計					360,852	

- （注）1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しています。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前年度末（2023年度末）については記載していません。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

（単位：百万円）

ポートフォリオの区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF（注1）・信用リスク削減効果適用後）								
	40%未満	40%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%以上 150%未満	150%以上 250%未満	250%以上 400%未満	400%以上 1,250%未満	1,250% 以上	合計
現金	6,108	—	—	—	—	—	—	—	6,108
我が国の中央政府及び中央銀行向け	44,491	—	—	—	—	—	—	—	44,491
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,172	—	—	—	—	—	—	—	1,172
我が国の地方公共団体向け	967	—	—	—	—	—	—	—	967
国際開発銀行向け	800	—	—	—	—	—	—	—	800
我が国の政府関係機関向け	40,739	—	—	—	—	—	—	—	40,739
地方三公社向け	1,000	—	—	—	—	—	—	—	1,000
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	135,141	1,908	—	—	—	—	—	—	137,049
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	8,670	103	—	—	—	—	—	—	8,774
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	32,345	81,162	1,431	39	—	—	—	—	114,979
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	465	1,461	214,668	—	—	—	—	—	216,595
トランザクター向け	—	1,461	—	—	—	—	—	—	1,461
不動産関連向け	117,397	124,888	—	—	—	—	—	—	242,285
自己居住用不動産等向け	117,397	124,888	—	—	—	—	—	—	242,285
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	15,923	—	—	—	15,923
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—	—	—	1,555	—	—	—	1,555
自己居住用不動産等向けが「ゾー」に係る延滞	—	—	—	1,916	—	—	—	—	1,916
取立未済手形	28	—	—	—	—	—	—	—	28
株式等	—	—	—	—	—	15,320	—	—	15,320
合計	380,658	209,420	216,100	1,956	17,479	15,320	—	—	840,935

- （注）1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前年度末（2023年度末）については記載していません。

⑥-①リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	前期末（2023年度末）		
	格付有り	格付無し	合計
0%	200	78,375	78,575
10%	—	43,649	43,649
20%	47,593	125,713	173,306
35%	—	112,736	112,736
50%	95,830	—	95,830
75%	—	304,010	304,010
100%	10,731	24,709	35,440
150%	—	1,781	1,781
200%	—	—	—
250%	—	36,019	36,019
合計	154,355	726,994	881,349

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

⑥-②標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF（注1）・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（%） （注2）	資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	365,560	15,097	100.00	380,658
40%～70%	207,855	14,719	10.63	209,420
75%	195,326	57,337	36.23	216,100
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	1,946	9	100.00	1,956
105%～130%	—	—	—	—
150%	17,479	—	—	17,479
250%	15,320	—	—	15,320
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	803,489	87,163	42.96	840,935

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しています。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、前年度末（2023年度末）については記載していません。

(3) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
	前期末 （2023年度末）	今期末 （2024年度末）	前期末 （2023年度末）	今期末 （2024年度末）	前期末 （2023年度末）	今期末 （2024年度末）
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	19,083	15,506	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	1	1	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	19,082	15,505	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー（注2）	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 「延滞エクスポージャー」のうち、当期末（2024年度末）数値は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額であり、前期末（2023年度末）数値は元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

長野県労働金庫の財務データ

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

①与信相当額の算出に用いる方式
派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額は、カレント・エクスポート方式を用いて算出しています。

②与信相当額等
該当ございません。

③クレジット・デリバティブの想定元本額
該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ございません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

●保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳
(単位：百万円)

項 目	前期末 (2023年度末)		当期末 (2024年度末)	
	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引
証券化エクスポージャーの額	649	－	579	－
カードローン	－	－	－	－
住宅ローン	649	－	579	－
自動車ローン	－	－	－	－
投資法人向けローン	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

(注) 再証券化エクスポージャーは保有していません。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分		エクスポージャー残高		所要自己資本の額 (注1)	
		オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引	オン・バランス 取引	オフ・バランス 取引
0%～15% 未満	前期末 (2023年度末)	649	－	2	－
	当期末 (2024年度末)	579	－	2	－
15%～50% 未満	前期末 (2023年度末)	－	－	－	－
	当期末 (2024年度末)	－	－	－	－
50%～100% 未満	前期末 (2023年度末)	－	－	－	－
	当期末 (2024年度末)	－	－	－	－

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
①貸借対照表計上額及び時価

項 目	前期末(2023年度末)		当期末(2024年度末)	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	21,196	21,196	21,267	21,267
非上場株式等	4	4	4	4
その他	3,900	3,900	3,900	3,900
合計	25,100	25,100	25,172	25,172

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託（ETF、REIT）を計上しています。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
(単位：百万円)

項 目	前期（2023年度）	当期（2024年度）
売却益	5	289
売却損	－	80
償却	－	－

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位：百万円)

項 目	前期末(2023年度末)	当期末(2024年度末)
評価損益	7,388	5,951

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単位：百万円)

	前期末(2023年度末)	当期末(2024年度末)
ルック・スルー方式	13,251	9,630
マンドート方式	1	1
蓋然性方式（250%）	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－
フォールバック方式	－	－

(8) 金利リスクに関する事項
①金利リスク量

	前期末(2023年度末)	当期末(2024年度末)
V a R	5,798	4,389

②IRRBB（銀行勘定の金利リスク）
(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,466	14,652	171	262
2	下方パラレルシフト	0	0	200	619
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,466	14,652	200	619
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	前期末	前期末
8	自己資本の額	53,808		52,900	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「3. (単体) 定性的記載事項 (11) 金利リスクに関する事項 ②金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合はプラスで表示）。
3. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合はプラスで表示）。

預金

●預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末				2024年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	—	—	—	15	—	—	—	5
普通預金	201,020	575	0	18,075	208,521	564	0	16,859
貯蓄預金	190	—	—	—	195	—	—	—
別段預金	9	0	4	170	2	1	18	267
定期預金	508,957	1,350	2,966	27,488	505,835	1,155	3,149	26,896
その他の預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	710,176	1,927	2,971	45,750	714,555	1,721	3,168	44,028

●預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
流動性預金	215,975	225,237
定期性預金	545,108	539,199
譲渡性預金	7,685	9,374
その他の預金	—	—
合計	768,769	773,810

●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	695,927	91.46	700,433	91.74
民間労働組合	252,473	33.18	251,204	32.90
民間以外の労働組合及び公務員団体	181,417	23.84	176,878	23.16
消費生活協同組合及び同連合会	2,192	0.28	2,094	0.27
その他の団体	259,844	34.15	270,255	35.39
（うち間接構成員）	(653,737)	(85.92)	(660,020)	(86.44)
個人会員	809	0.10	827	0.10
国・地方公共団体・非営利法人	2,094	0.27	1,786	0.23
一般員外 (a)	61,994	8.14	60,426	7.91
合計	760,826	100.00	763,473	100.00

（注）当金庫は、定款の定めにより労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	—	—
一般員外預金計 (c) : (上表の (a) + (b))	61,994	60,426
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	767,108	772,485
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	8.08%	7.82%

●定期預金の固定金利・変動金利内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	540,600	536,893
変動金利定期預金	163	143
その他	—	—
合計	540,763	537,037

●財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	81,084	10.65	78,784	10.31
財形年金	28,527	3.74	27,359	3.58
財形住宅	10,725	1.40	9,981	1.30
合計	120,336	15.81	116,125	15.21

預金及び貸出金にかかる指標

●預貸率

（単位：％）

項 目	2023年度	2024年度
預貸率（期末値）	54.53	57.01
預貸率（期中平均値）	53.16	55.32

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
預金残高	1,971	1,999
貸出金残高	1,048	1,106

（注）役職員数は期中平均人員を使用しています。

●一店舗当たり預金・貸出金残高（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
預金残高	33,352	35,112
貸出金残高	18,188	20,019

（注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

貸出金

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
手形貸付	4,649	4,221
証書貸付	389,919	409,344
当座貸越	14,161	14,522
割引手形	—	—
合計	408,730	428,088

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	157,623	154,885
変動金利貸出金	260,718	285,541
合計	418,342	440,427

（注）手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	484	466
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	32,090	27,909
その他	—	—
小計	32,574	28,375
保証	384,963	411,479
信用	804	572
合計	418,342	440,427

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	18	9
信用	—	—
合計	18	9

●貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
賃金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	48,801	11.66	53,049	12.04
自動車費	25,340	6.05	28,347	6.43
カードローン	9,575	2.28	9,625	2.18
教育ローン	11,425	2.73	12,199	2.76
その他	2,459	0.58	2,877	0.65
福利共済資金	798	0.19	567	0.12
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
生協資金	—	—	—	—
運営資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	368,742	88.14	386,811	87.82
一般住宅資金	—	—	—	—
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	418,342	100.00	440,427	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
業種別内訳	民間労働組合	180,304	43.09	191,071	43.38
	民間以外の労働組合及び公務員の団体	48,440	11.57	52,965	12.02
	消費生活協同組合及び同連合会	849	0.20	1,021	0.23
	その他の団体	186,359	44.54	193,036	43.82
	《うち間接構成員》	《415,954》	《99.42》	《438,095》	《99.47》
	上記に所属しない個人会員	58	0.01	52	0.01
	会員等計	416,012	99.44	438,147	99.48
	預金積金担保貸出	53	0.01	49	0.01
	その他	2,276	0.54 (100.00)	2,230	0.50 (100.00)
	製造業	—	(—)	—	(—)
業種別内訳	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業・郵便業	—	(—)	—	(—)
	卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療、福祉	1	(0.06)	1	(0.06)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	797	(35.02)	565	(25.35)
	個人	1,477	(64.90)	1,663	(74.57)
	その他	—	(—)	—	(—)
会員外計		2,330	0.55	2,279	0.51
合計		418,342	100.00	440,427	100.00

資産査定に係る各種基準の比較

●「資産査定」並びに「労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権」及び「償却・引当基準」の関係（注1）

（単位：百万円）

資産査定の債務者区分		償却・引当基準			労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権 (注2)	
定義	資産査定規定				労働金庫法施行規則第114条及び 労働金庫等に係る金融機能の再生のための 緊急措置に関する法律施行規則第2条	
区分 単位	債務者単位					
対象	債権	債務者区分	分類	要償却・引当額の概 要	総与信	
区分	破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が 発生している債務者 <					

（注1）表中の金額は、2025年3月末残高（債権等は直接償却後の残高、引当金は引当額）を表示しています。
（注2）労働金庫法及び金融再生法に基づく開示債権の金額は、すべて単位未満を四捨五入して表示しています。
（注3）要管理債権を有する債務者の三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。
（注4）一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
（注5）要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息・債務保証見返等）については、正常債権に含まれます。

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2025年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法及び金融再生法上の開示債権 合計 (A)	3,192	3,476
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	826	1,100
危険債権	2,165	2,308
要管理債権	200	68
三月以上延滞債権	200	68
貸出条件緩和債権	—	—
保全額 (B)	3,192	3,476
担保・保証等による回収見込み額	3,192	3,476
貸倒引当金	—	—
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
正常債権 (C)	415,465	437,219
総与信残高 (D) = (A) + (C)	418,657	440,695
総与信残高に占める割合 (A) / (D) (%)	0.76%	0.78%

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 金額は単位未満を四捨五入しています。

〔用語解説〕

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保並びに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

会員・出資金

●会員数・出資金の内訳

(単位：会員、千円、%)

項 目	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,616	2,261,005	93.03	1,601	2,262,835	93.30
民間労働組合	767	1,371,055	56.41	756	1,370,860	56.52
民間以外の労働組合及び公務員の団体	511	648,910	26.70	509	651,593	26.86
消費生活協同組合及び同連合会	18	7,078	0.29	17	6,501	0.26
その他の団体	320	233,962	9.62	319	233,881	9.64
個人会員	6,053	169,164	6.96	5,770	162,391	6.69
その他	—	82	0.00	—	—	—
合計	7,669	2,430,251	100.00	7,371	2,425,226	100.00

●出資配当等

(単位：千円、%)

項 目	2023年度（総会承認 2024年6月21日）	2024年度（総会承認 2025年6月23日）
出資配当（配当率）	72,664（年3%の割合）	72,545（年3%の割合）
利用配当	160,002	160,002
配当負担率	13.67	15.28

配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2023年度末	45,041	—	6,011	—	6,489	32,540
	2024年度末	39,926	—	—	996	19,183	19,745
地方債	2023年度末	392	—	—	—	392	—
	2024年度末	374	—	—	—	374	—
社債	2023年度末	191,814	16,759	2,804	78,861	19,400	73,988
	2024年度末	187,566	17,201	8,774	84,866	12,810	63,913
投資信託	2023年度末	32,362	24,662	—	7,699	—	—
	2024年度末	29,367	20,866	408	4,439	3,651	—
株式	2023年度末	508	508	—	—	—	—
	2024年度末	409	409	—	—	—	—
外国証券	2023年度末	36,131	—	8,156	25,506	398	2,069
	2024年度末	29,690	—	5,790	21,587	1,323	988
その他の証券	2023年度末	810	—	—	810	—	—
	2024年度末	427	—	—	427	—	—
合計	2023年度末	307,061	41,930	16,972	112,879	26,681	108,598
	2024年度末	287,762	38,477	14,974	112,318	37,344	84,647

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	44,385	14.95	43,387	14.43
地方債	348	0.11	399	0.13
短期社債	—	—	—	—
社債	184,540	62.19	195,805	65.13
投資信託	25,173	8.48	27,231	9.05
株式	186	0.06	247	0.08
外国証券	41,093	13.84	32,907	10.94
その他の証券	1,007	0.33	622	0.20
合計	296,735	100.00	300,601	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

長野県労働金庫の財務データ

● 預証率

(単位：％)

項 目	2023年度	2024年度
預証率（期末値）	40.02	37.25
預証率（期中平均値）	38.59	38.84

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや自動車ローンなどで活用して勤労者のお借入れニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2025年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は保有しておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	495	228	267	365	206	159
	債券	50,024	49,138	886	11,114	11,005	109
	国債	21,895	21,160	734	3,075	3,004	70
	地方債	100	100	0	—	—	—
	社債	28,028	27,877	150	8,039	8,000	39
	外国証券	17,894	17,697	197	4,212	4,200	12
	投資信託	20,015	12,815	7,199	16,296	10,311	5,984
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	88,430	79,879	8,550	31,989	25,723	6,265
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8	9	△1	39	40	△1
	債券	187,224	191,471	△4,247	216,752	227,003	△10,250
	国債	23,146	23,857	△711	36,851	39,407	△2,556
	地方債	291	300	△8	374	400	△25
	社債	163,786	167,314	△3,527	179,526	187,195	△7,668
	外国証券	18,236	18,400	△163	25,478	25,795	△316
	投資信託	12,346	14,006	△1,659	13,071	14,389	△1,318
	その他の証券	1,441	1,466	△25	980	1,008	△28
	小計	219,258	225,355	△6,096	256,322	268,237	△11,914
合計		307,688	305,234	2,454	288,311	293,960	△5,649

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社団債、金融債、事業債が含まれます。
3. その他の証券には、買入金銭債権が含まれます。
4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は、本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
子会社株式	—	—
関連会社等株式	—	—
非上場株式	4	4
合計	4	4

(注) 貸借対照表の「その他資産」科目に「労働金庫連合会出資金」を3,900百万円計上しております。

金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	447	－	924	－

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは
国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。

「先物取引」「先渡取引」とは
ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。
「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは
将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建で種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

「オプション」とは
あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」
当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

(2) 「取り組みの情報」
具体的には、将来の価格変動リスク回避を目的として、先物株式取引等を実施しています。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」
当金庫では、「デリバティブ取引細則」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、資金運用委員会などに報告しています。
今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

- 金利関連取引
該当ございません。

●通貨関連取引
該当ございません。

●株式関連取引
該当ございません。
- 債券関連取引
該当ございません。

●クレジット・デリバティブ取引
該当ございません。

窓口販売・職員の状況等

●公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
国債	733,660	1,796,910

●内国為替取扱実績

(単位：件)

項 目	区 分	2023年度	2024年度
送金・振込	各地へ向けた分	569,565	602,818
	各地より受けた分	1,156,986	1,231,275
代金取立	各地へ向けた分	－	－
	各地より受けた分	1	3
合計	各地へ向けた分	569,565	602,818
	各地より受けた分	1,156,987	1,231,278

●投資信託窓販実績

(単位：千円)

項 目	2023年度	2024年度
投資信託	1,529,430	2,460,159

●職員の状況

項 目	2023年度末	2024年度末
職員数（人）	369	372
平均年齢	41歳2月	42歳0月
平均勤続年数	15年3月	15年8月
平均給与月額（千円）	401	404

(注) 職員の状況には、常勤の職員等を記載し、臨時職員（2023年度末75人、2024年度末68人）は含まれておりません。

報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤の監事のことです。
対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退任慰労金】
退任慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。
当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。なお、退任慰労金額、贈呈の時期及び方法等は、通常総会の決議に従い、理事の退任慰労金については理事会の協議により、監事の退任慰労金については監事会の協議により決定しております。
退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	91

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」76百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。
なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他
「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号ならびに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。
2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。
なお、2024年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、2024年度末において、該当する会社等はありません。
3. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

法定開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

●単体情報

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名
- (3) 会計監査人の氏名又は名称
- (4) 事務所の名称及び所在地
- (5) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者

2. 金庫の主要な事業の内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況
- (2) 主要な事業の状況を示す指標
 - イ. 経常収益
 - ロ. 経常利益
 - ハ. 当期純利益
 - ニ. 出資総額及び出資総口数
 - ホ. 純資産額
 - ヘ. 総資産額
 - ト. 預金積金残高
 - チ. 貸出金残高
 - リ. 有価証券残高
 - ヌ. 単体自己資本比率
 - ル. 出資に対する配当金
 - ヲ. 職員数

(3) 事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

- イ. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
- ロ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
- ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
- ニ. 受取利息及び支払利息の増減
- ホ. 総資産経常利益率
- ヘ. 総資産当期純利益率

②預金に関する指標

- イ. 預金の種類別内訳（平均残高）
- ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

③貸出金等に関する指標

- イ. 貸出金の科目別内訳（平均残高）
- ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
- ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
- ニ. 貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）
- ホ. 貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
- ヘ. 預貸率（期末値・期中平均値）

④有価証券に関する指標

- イ. 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
- ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高
- ハ. 有価証券の種類別内訳（平均残高）
- ニ. 預証率（期末値・期中平均値）

⑤信託業務の状況

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制
- (2) 法令遵守の体制
- (3) 社会的責任と貢献活動
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（苦情等への対応）

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表

- (2) 損益計算書
- (3) 剰余金処分計算書
- (4) 自己資本の充実の状況
- (5) 有価証券
- (6) 金銭の信託
- (7) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）
- (8) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (9) 貸出金償却の額
- (10) 会計監査人の監査

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

労働金庫法に基づく開示債権及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

3. 要管理債権

4. 正常債権

労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

●単体情報

1. 定性的な開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (6) CVAリスクに関する事項
- (7) マーケットリスクに関する事項
- (8) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (9) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

2. 定量的な開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- (9) 金利リスクに関する事項

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

ホームページ

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

お客様相談窓口

(0120) 606-150

ローン相談専用フリーダイヤル

(0120) 1919-48

相続相談専用フリーダイヤル

(0120) 355-339

年金・投資信託ほか資産運用相談

(0120) 2996-21

ろうきんダイレクト・ろうきんアプリのご相談

(0120) 609-028

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）のご相談

(0120) 609-029
